

## 「適正な電力取引についての指針」の改定にかかる パブリックコメント募集について

### (趣旨)

「適正な電力取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメントを実施することについて御審議いただく。

### 本件の概要

資源エネルギー庁の審議会（制度検討作業部会）において、2021年度から需給調整市場を開設する方針が示され、需給調整市場の詳細な監視のあり方等については、電力・ガス取引監視等委員会において、検討を行うこととされた。

これを受け、制度設計専門会合では、2019年12月から2020年12月まで8回にわたり需給調整市場の価格規律と監視のあり方について議論を積み重ね、「需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について」をとりまとめた。

このとりまとめでは、需給調整市場において不適正な取引を防止するため、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加え、市場支配力を有する可能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前の措置を講ずることとし、事前の措置の詳細については、別途、「需給調整市場ガイドライン」を制定することとされている。

上記を踏まえ、今般、「適正な電力取引についての指針」の改定案及び「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成した。（新旧対照表については資料6-1、改定案については資料6-2、制定案については資料6-3、とりまとめ資料については資料6-4を参照。）

これらの内容を確認いただくとともに、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたい。（意見募集要綱は資料6-5を参照。）

なお、パブリックコメント終了後、経済産業大臣に対して建議する予定である。

### <適正な電力取引についての指針に記載するものの例>

- 各事業者は、調整力の $\Delta \text{kW}$ 価格及び $\text{kWh}$ 価格の入札（登録）においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい旨
- 以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る旨。
  - 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと。
  - 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること。

### <需給調整市場ガイドラインに記載するものの例>

- 調整力 $\text{kWh}$ 市場における競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、「電源等の限界費用+固定費回収のための合理的な額」以下となること（上げ調整の場合。下げ調整の場合は、「電源等の限界費用-固定費回収のための合理的な額」以上）。
- 調整力 $\Delta \text{kW}$ 市場における競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、「電源等の逸失利益（機会費用）+固定費回収のための合理的な額」以下となること
- 大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者として、事前の措置の対象とする事業者の範囲の考え方。

## 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改 定 案	現 行
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成
1・2 (略)	1・2 (略)
第二部 適正な電力取引についての指針	第二部 適正な電力取引についての指針
I (略)	I (略)
II 卸売分野における適正な電力取引の在り方	II 卸売分野における適正な電力取引の在り方
1 考え方	1 考え方
(略)	(略)
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 需給調整市場の透明性</u>	<u>(新設)</u>
<p>需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最適な調整力の調達、運用が実現することが期待される。</p> <p>需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的な kWh 価格をインバランス料金に引用することから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。</p> <p>しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。</p>	

改定案	現行
<p>○ いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。</p> <p>○ 現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。</p> <p>したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。</p> <p>また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適当である。</p>	
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 需給調整市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、市場相場を人為的に操作する行為を確実に防止することが重要であり、各事業者は、調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい。</p> <p>なお、その詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>○ 相場操縦</p> <p>需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>① 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと。具体的には以下のものがある。</p> <p>(a) 市場分断の傾向の分析や事前に入手した地域間連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札（下げ調整</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>の場合は、継続的安値での入札) や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</p> <p>(b) インバランス料金その他電力に関係した取引を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させること</p> <p>(c) その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げる（下げ調整の場合は、つり下げる）ため売惜しみをすること）</p> <p>② 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること。</p> <p>III～V (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p>令和3年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。</p>	<p>現行</p> <p>III～V (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p>令和2年10月7日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、第二部のIIの2(3)イの①及び②の改定については、令和2年10月12日から適用する。</p>

# 適正な電力取引についての指針

令和3年●月日  
公正取引委員会  
経済産業省

# 適正な電力取引についての指針

## 目次

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 .....	1
1 本指針の必要性 .....	1
2 本指針の構成 .....	2
第二部 適正な電力取引についての指針 .....	3
I 小売分野における適正な電力取引の在り方 .....	3
1 考え方 .....	3
(1) 小売供給 .....	3
(2) 経過措置料金による小売供給 .....	4
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 .....	5
(1) 小売供給 .....	5
① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 .....	5
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	5
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	5
i セット販売における不当な取扱い .....	5
ii 特定の需要家に対する不当な安値設定等 .....	6
iii 部分供給（注）における不当な取扱い .....	6
iv 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等 .....	9
v 自家発補給契約の解除・不当な変更 .....	9
vi 需給調整契約の解除・不当な変更 .....	10
vii 不当な違約金・精算金の徴収 .....	11
viii 不当な交渉機会の義務付け .....	11
ix 物品購入・役務取引の停止 .....	12
x 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為 .....	12
② その他の行為 .....	12
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	12
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	13
i スイッチングにおける不当な取扱い .....	13
ii 需要家への不当な情報提供 .....	13
(2) 経過措置料金による小売供給 .....	13
ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為 .....	13
イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為 .....	14
II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 .....	15
1 考え方 .....	15
(1) 小売電気事業者への卸供給等 .....	15
(2) 卸電力取引所の活性化 .....	17
(3) 卸電力市場の透明性 .....	18
(4) 容量市場の活性化 .....	19

(5) 需給調整市場の透明性 .....	19
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 .....	20
(1) 小売電気事業者への卸供給等 .....	20
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	20
○ 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口 ..	20
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	20
① 卸供給契約における不当な料金設定等 .....	20
② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 .....	21
③ 常時バックアップにおける不当な取扱い .....	21
④ ベースロード市場への電力投入の制限 .....	22
⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 .....	22
⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 .....	22
⑦ 発電設備の買取り .....	23
(2) 卸電力取引所の活性化 .....	23
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	23
① 積極的な活用 .....	23
② 売り札 .....	24
③ 市場監視 .....	24
④ 情報公開 .....	24
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	24
① 卸電力取引所への電力投入の制限 .....	24
② 自家発補給契約の解除・不当な変更 .....	25
③ 需給調整契約の解除・不当な変更 .....	25
④ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 .....	25
(3) 卸電力市場の透明性 .....	25
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	25
○ 法令遵守体制の構築 .....	25
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	26
① インサイダー取引 .....	26
② インサイダー情報の公表を行わないこと .....	28
i 公表内容とその時期 .....	28
ii 公表方法 .....	30
③ 相場操縦 .....	30
(4) 容量市場の活性化 .....	31
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	31
(5) 需給調整市場の透明性 .....	31
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	31
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	31
○ 相場操縦 .....	31
III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 .....	33

1 考え方 .....	33
(1) 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件 .....	34
(2) 関係当事者間での協議に関する事項 .....	34
① 需要家及びネガワット事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議 .....	35
② 供給元小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議 .....	35
③ 供給先小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議 .....	36
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 .....	36
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	36
① ネガワット取引の公正かつ有効な利用 .....	36
② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付 .....	36
③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置 ..	37
④ 需給調整契約 .....	37
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	37
IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方 .....	39
1 考え方 .....	39
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 .....	40
(1) 託送供給料金等についての公平性の確保 .....	40
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	40
① 託送供給料金 .....	40
② 情報公開 .....	41
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	41
① 託送供給料金の値下げ届出変更命令 .....	41
② 託送供給料金の変更認可申請命令 .....	41
③ 最終保障供給約款の届出変更命令 .....	41
④ 離島供給約款の届出変更命令 .....	41
⑤ 連系線等の運用等 .....	42
(2) ネットワーク運営の中立性の確保 .....	42
(2) – 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制 .....	42
① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制 .....	42
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	42
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	42
② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制 .....	44
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	44
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	45
③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流 .....	46
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	46

④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止 .....	46
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	46
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	47
⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 .....	48
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	48
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	49
⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止 .....	53
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	53
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	54
⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制 .....	55
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	55
⑧ 一般送配電事業者の委託規制 .....	55
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	55
⑨ 一般送配電事業者の最終保障供給又は離島供給の業務の委託における公募の例外 .....	57
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	57
⑩ 一般送配電事業者の受託規制 .....	57
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	57
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	57
(2) - 2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等 .....	58
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	58
(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等 .....	61
① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制 .....	61
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	61
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	61
② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制 .....	62
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	62
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	62
③ 一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流 ..	62
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	62
④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止 ..	63
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	63
⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止 .....	63
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	63
(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等 .....	64
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	64

イ　公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	65
<b>V　他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 .....</b>	<b>66</b>
1　考え方 .....	66
2　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 .....	66
(1)　自家発電設備の導入又は増設 .....	66
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 .....	66
イ　公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	67
①　自家発電設備の導入又は増設の阻止等 .....	67
②　自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要 .....	68
(2)　オール電化等 .....	68
○　公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 .....	68
①　一般送配電事業者の差別的な運用 .....	68
②　一般送配電事業者の負担による屋内配線工事等 .....	69
③　みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動 .....	69
④　みなし小売電気事業者による不動産の買取り .....	69
⑤　オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等 .....	70
<b>附則　本指針の適用 .....</b>	<b>71</b>

# 第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

## 1 本指針の必要性

- (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。しかしながら、内外の経済社会環境の変化に鑑み、平成7年以降、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、発電部門への競争原理の導入や小売部門への部分自由化の導入などの制度改革が段階的に進められてきた。
- (2) 他方、①電気の小売分野においては、一般電気事業者が各供給区域内において100パーセント近い市場シェアを有すること、②一般電気事業者は10社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること、③新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことなどから、制度改革が進展しても、一般電気事業者の適切な対応がなければ、新規参入者は不利な立場に置かれることとなる。
- (3) 電力市場を競争的に機能させていく上で、こうした課題に電気事業法の事前規制で対応することは、経営の自主性の最大限の發揮により電気事業の効率化を図る制度改革の基本理念に反することとなる。また、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することは、同法が基本的には競争制限的行為を排除するものであることに鑑みれば、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。
- (4) このため、平成11年12月、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにするにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を取りまとめた。
- (5) その後、部分自由化の進展等の状況変化に伴い本指針の改定を行ってきたが、平成23年3月の東日本大震災と共に伴う原子力事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整や多様な電源の活用の必要性が増すなど、従来の電力市場が抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、電力市場の抜本的見直しのため、平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。
- (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業

務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。

- (7) 本指針は、こうした一連の電力システム改革により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。

## 2 本指針の構成

- (1) 本指針は、①小売分野、②卸売分野等、③ネガワット取引分野、④託送分野等及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。
- ア 総論として、基本的な考え方を明示する。
- イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題となる旨を例示する。
- (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。

## 第二部 適正な電力取引についての指針

### I 小売分野における適正な電力取引の在り方

#### 1 考え方

##### (1) 小売供給

- ① 平成26年改正法の施行により電気の小売業への参入の全面自由化が行われ、経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対して電気の小売供給を行うことが可能となった。小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である（特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島供給約款による小売供給を除く。）。
- ② 平成26年改正法の施行前においては、一般電気事業者はその供給区域内において100パーセント近いシェアを有しており、かつ、一般電気事業者間の競争が活発に行われていなかった。平成26年改正法の施行後においては、電気の小売業への参入の全面自由化により全国的な競争が期待されるところ、一方で、周波数変換設備や地域間連系線の送電容量に制約があることや、一般送配電事業者の供給区域ごとに託送供給契約の締結や同時同量を行う必要があること、当該区域を越えた卸電力取引が限定的にしか行われていないこと等から、当該区域ごとに競争が行われる実態が当分の間は変わらないことも考えられる。
- また、一般送配電事業者の供給区域内の電源の大部分を一般電気事業者であった者が保有し又は調達している実態が変わらない現状においては、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は依然として有力な地位にあり、当分の間、需要家の多くは当該小売電気事業者から引き続き電気の小売供給を受け続けることも考えられる。
- ③ このような状況において、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）が、当該区域において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を供給し、他の小売電気事業者と取引しようとする需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更し、需要家の解約を不当に制限することなどにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせ、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、正当な理由なく他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせる

おそれがある場合には、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。このため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、下記2（1）のような点を踏まえた適切な対応が必要である。なお、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となる。

（これらの点については、Ⅱ 卸売分野等における適正な電力取引の在り方、Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方、Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方及びV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方において公正かつ有効な競争の観点から問題となるとされている行為を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）又は一般送配電事業者が行う場合においても同じ。）

- ④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の使用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第2条の17）や業務改善勧告（同法第66条の12の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある（業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上で発動されるもの）。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。

## （2）経過措置料金による小売供給

平成26年改正法施行の際、現に同法による改正前の電気事業法の一般電気事業者としての許可を受けている者は、小売電気事業者としての登録を受けたものとみなされ、当該者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、経過措置期間中においては特定小売供給約款に基づく規制料金（以下「経過措置料金」という。）による小売供給を行うことが電気事業法上義務付けられている（平成26年改正法附則第16条）。経過措置料金については、料金値上げの場合に経済産業大臣の認可が必要となることに加え、料金値下げの場合の届出制が導入されており、また、みなし小売電気事業者は自由料金（国による認可又は届出の規制を受けていない小売電気料金をいう。以下同じ。）の設定が可能であるが、経過措置料金の設定も義務付けられている。

このような制度の下、経過措置料金の設定においては、自由料金との比較に加えて、下記2（2）のような点も踏まえ、みなし小売電気事業者の適切な対応が必要である。

(注)「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」と「みなし小売電気事業者」は実態上同一の者であるが、経過措置料金規制に関しては電気事業法上「みなし小売電気事業者」という用語が定義されていることから、本指針では経過措置料金に関する記述ではこの用語を用いている。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 小売供給

#### ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

##### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

###### i セット販売における不当な取扱い

小売電気事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売することは、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のようない行為を行うことにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。

###### (i) セット割引による不当な安値設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると電気の料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

#### （ii）他の小売電気事業者の業務提携に対する不当な介入

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他の小売電気事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

#### ii 特定の需要家に対する不当な安値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給すること又はそのような料金を提示することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の子会社等に対してのみ、不当に低い料金で電気を小売供給することにより、自己の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価等）。

#### iii 部分供給（注）における不当な取扱い

（注）部分供給とは、「複数の小売電気事業者から 1 需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1 引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。

### ( i ) 部分供給料金の不当設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。
- 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。

### ( ii ) 部分供給の拒否

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばしたりすること、部分供給を拒絶すること、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等から部分供給の要請を受けた場合において、当該需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者に対して、自己から常時バックアップを受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。

### ( iii ) 負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給の拒否

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占

禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、小売電気事業者が電気の小売供給を行うに当たっては、負荷変動に応じた同時同量を行う（計画値同時同量の場合は需要の変化の見通しに合わせて電気の調達の計画を立て、実同時同量の場合は需要の変化に合わせて実際の電気の調達量を調整する）ことが必要であり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から部分供給を受ける需要家に対して、負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を不当に拒否することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

- 負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、事前に定めた供給量（計画値同時同量の場合は調達計画を立てる前にあらかじめ定めた供給量をいう。）を供給する形態の部分供給のみを行うこと。
- 負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を供給割合に応じた部分しか行わない形態の部分供給のみを行うこと。

#### （iv）必要性を超えた事前通知の要請

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を行う場合に、同一の需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者の予定供給量の事前通知を当該需要家に求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を行う必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、需要家の負担が増加することにより当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得なくなるなど、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。

例えば、需要家に他の小売電気事業者の供給予定量について事前通知を求ることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる時刻より前に、他の小売電気事業者の供給予定量の事前通知を求ること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じ

た同時同量を行う観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。

- 需要家が事前通知に係る事務を他の小売電気事業者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

#### iv 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に交渉に応じず、その結果従来小売供給していた料金に比べて高い一般送配電事業者による最終保障供給約款が適用されることとなることも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とはならない。

（注）区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結していた需要家が、他の小売電気事業者との契約に切り替えた後、再び当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約を求める場合の需要のことをいう。

#### v 自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と自家発補給契約を締結することが欠かせない状況であることが考えられる。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電設備を活用して電気の小売供給に新規参入をしようとする自家発電設備を有する需要家に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来の料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）。

- 自家発電設備を有する需要家に対して、自家発補給契約を打ち切ること。

- 自家発電設備を有する需要家との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

#### vi 需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとって重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な自家発電設備を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。

（注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電設備を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。

- 需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

- 自家発電設備の発電容量を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する自家発電設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- 増強した自家発電設備の発電容量を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

#### vii 不当な違約金・精算金の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・精算金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

- 特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に、不当に高い違約金・精算金（注）を徴収すること。  
(注) 不當に高い違約金・精算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。
- 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者に契約を切り替える場合に違約金・精算金を支払わざるを得なくさせること。

#### viii 不当な交渉機会の義務付け

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切替えを希望する場合において、当該需要家との間で、自己との交渉をさせ自己が当該需要家の希望する取引条件を提示することができなかったときのみ解除が可能となる契約を締結することは、当該需要家が当該小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

## ix 物品購入・役務取引の停止

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある事業者（例えば、小売電気事業に不可欠な顧客管理システムの開発保守事業者等）に対して、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、又は他の小売電気事業者に対して余剰電力を卸供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打切りを示唆すること又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該者が他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、他の小売電気事業者に影響力を有する者（例えば、他の小売電気事業者と資本関係を有する者、他の小売電気事業者と取引している金融機関等）に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り若しくは購入数量を削減すること又は当該打切り若しくは削減を示唆することにより、他の小売電気事業者に影響力を有する者を通じて、他の小売電気事業者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

## x 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば、他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対する契約の途中解約、電気料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を組み合わせて不当に参入阻止行為を行うことは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

## ② その他の行為

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需要家の電気の購入先（小売電気事業者）の切替え（スイッチング）の際に切替え先の小売電気事業者が必要とする需要家情報（地点設備情報や過去の使用電力量）については、需要家の同意を得た上で、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が提供するスイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者に対して提供されることとなる。需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、広域機関及び一般送配電事業者がスイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### i スイッチングにおける不当な取扱い

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から契約解除の申出を受けたにもかかわらず、契約解除を拒否し又は契約解除の手続を遅延させることにより、他の小売電気事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の51並びに第23条、第27条及び第66条の12）。

### ii 需要家への不当な情報提供

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、営業活動の中で事実と異なる情報（例えば、他の小売電気事業者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することにより、他の小売電気事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

また、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある（電気事業法第2条の17又は第66条の12）。

なお、電力系統の安定については、①小売電気事業者に対しては供給能力の確保義務が課されている（電気事業法第2条の12）とともに、託送制度上、同時同量の未達分（以下「インバランス」という。）についてはインバランス料金の支払いが必要となること、②一般送配電事業者は、系統安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、小売電気事業者はそのためのコストを託送に付随するサービス（アンシラリーサービス）として負担することにより担保されている。

## （2）経過措置料金による小売供給

### ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

経過措置料金が現行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び経過措置料金双方において、コストに

見合った形でより多様な料金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨である全ての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。

#### イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金である経過措置料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が経過措置料金の対象需要家とみなし小売電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員会は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、経過措置料金の設定が不適当であり、経過措置料金の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の特定小売供給約款の認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている電気事業法第23条）。

## Ⅱ 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

### 1 考え方

平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大半を占める状態が続いている。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。

加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあるものの、依然として小売販売電力量の数パーセントを占めるにとどまるなど、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されているとはいえない。

このような状況であることから、多くの小売電気事業者にとって小売供給に必要な電気を確保することは、現状では必ずしも容易ではない。

電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の使用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があります、そのためには卸電力市場の活性化が不可欠である。

#### （1）小売電気事業者への卸供給等

- ① 卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。
- ② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注1）が支配的な卸供給シェア（注2）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。

また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

(注 1) 常時バックアップの供給区域を確定するに当たっては、以下の (a) 又は (b) に該当する発電事業者を区域において一般電気事業者であった発電事業者等の関連会社とみなし、支配的な卸供給シェアの有無については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社のシェアの合算で考える。

- (a) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等（又はその親会社）が他の発電事業者の議決権の 3 分の 1 以上を有する場合における当該他の発電事業者
- (b) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者

(注 2) 支配的な卸供給シェアは、50 パーセント以上が一つの目安となる。

③ 大規模発電事業者（注 1）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフッティングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその関連会社（注 2）については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲（注 3）において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるもので

はない。

(注1) ここでいう大規模発電事業者とは、全国で500万kW以上の発電規模を有する発電事業者、その親会社又は当該発電事業者若しくはその親会社から3分の1以上の出資を受ける発電事業者である。

(注2) ここでいう区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の関連会社とは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又はその親会社が他の小売電気事業者の議決権の3分の1以上を有する場合における当該他の小売電気事業者である。

(注3) ベースロード市場の市場範囲はスポット市場の市場分断発生頻度等を加味して、卸電力取引所にて決定される。

仮に、発電事業者がベースロード市場に十分な量の電力を投入しない場合、電力自由化により新規参入した小売電気事業者によるベースロード市場からの電気の調達が妨げられ、健全な小売競争が阻害されるおそれがある。

このため、大規模発電事業者は、電気事業法上規制をされていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。

また、市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。

なお、ベースロード市場の取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ベースロード市場ガイドライン」が参考になる。特に、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際、同ガイドラインに規定する算定式にしたがって、資源エネルギー庁が算定した量を下回らない量の電力をベースロード市場に投入すること、及びその価格については、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる。

- ④ 独占禁止法上は、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の小売電気事業者に対して自己又はグループ内の小売部門との内部取引に比して不当に高い卸供給料金を設定したり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による他の小売電気事業者に対する卸供給を不当に妨げたりすることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、問題となりやすい。

## (2) 卸電力取引所の活性化

卸電力市場については、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者による長期の相対契約が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。

電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」(平成15年2月

15日)において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受け、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、平成28年4月からは電気事業法に基づく指定法人となり得ることも受け、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。また、平成28年4月からインバランス料金が卸電力取引所での相場(以下「市場相場」という。)を反映した価格となることから、卸電力取引所は、卸電力取引所における取引で不正な行為又は不当な価格形成がないかということを常に監視し、取引の公正を確保することが望まれる。

卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者であった9社の自主的な取組が行われている。

電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップの役割が卸電力取引所における取引等に移行される場合には、更にその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引等は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、当該小売電気事業者の事業継続に欠かせない機能を有している。

卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。

### (3) 卸電力市場の透明性

卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、常時バックアップや部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。

しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われる可能性があり、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。

そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電

力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。

#### (4) 容量市場の活性化

容量市場は、発電事業者等が、その保有する電源等を広域機関が開催するオークションに入札し、落札された電源を中長期的な供給力として確保するものである。容量市場の趣旨は、第一に、発電事業者等が一定の投資回収の予見可能性を確保すること、第二に、市場原理を通じて適切に電源の新陳代謝を行い、小売電気事業者等が効率的に中長期的に必要な供給力を確保することである。そのため、容量市場における市場支配的事業者（注）が市場への応札価格をつり上げる又は市場への応札を差し控えることにより、約定価格が本来形成されるべき約定価格よりも高騰してしまうことは、容量市場の趣旨に反する。

したがって、容量市場における市場支配的事業者は、容量市場において必要な供給力を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。

なお、容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「容量市場における入札ガイドライン」が参考になる。

（注）容量市場における市場支配的事業者とは、前年度のオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者が保有する電源が不可欠となる場合の当該事業者をいう（初年度を除く。）。

#### (5) 需給調整市場の透明性

需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最適な調整力の調達・運用が実現することが期待される。

需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的なkWh価格をインバランス料金に引用することから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。

しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。

- いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。
- 現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。

したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。

また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適當である。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 小売電気事業者への卸供給等

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

##### ○ 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口

区域において一般電気事業者であった者が発電部門と小売部門の分社化を行う等の組織再編を行った場合、常時バックアップの契約窓口は、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者（区域において一般電気事業者であった発電事業者、親会社等）に設置することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

##### ① 卸供給契約における不当な料金設定等

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共に、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共に、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

（注）取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の卸電力市場の動向等を踏まえて、個々の取引における区域において一般電気事業者であった発電事

業者等の行為が不当に他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。

## ② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に電気を卸供給する事業者（他の発電事業者、自家発電設備を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、卸供給契約や余剰電力購入契約の変更を行うこと等により、発電電力の一部を他の小売電気事業者に卸供給したり、直接需要家に小売供給することにより電気の小売業に新規参入したりすることが可能である。電気事業分野における公正かつ有効な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者に卸供給しようとして、又は直接需要家に小売供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は当該供給料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価等）。

なお、電源を保有する事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に全量を卸供給する場合と異なり、その一部を小売供給に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量や余剰電力量の変動が生じる場合には、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とはならない。

## ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い

常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

- 特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。

（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すこと。

#### ④ ベースロード市場への電力投入の制限

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、不当にベースロード市場に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者がベースロード市場において電気を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

#### ⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限

卸売事業者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者への卸供給の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該小売電気事業者が当該卸売事業者との卸供給契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給料金を不当に低く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、卸売事業者の新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

#### ⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用

卸売事業者に対して区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある

(優越的地位の濫用)。

#### ⑦ 発電設備の買取り

区域において一般電気事業者であった発電事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、他の発電事業者や自家発電設備を有する需要家から発電設備を買い取ることは、基本的には経営判断の問題である。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の事業者と発電設備の売却交渉を行っている他の発電事業者や自家発電設備を有する需要家に対して、不当に高い購入価格を提示したり、自己又はグループ内の小売部門が自家発補給契約により小売供給する電気の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は他の事業者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定することを示唆したりすることは、他の事業者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

- 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。
- 自己に売却することを条件に自己又はグループ内の小売部門の自家発補給契約等自己又はグループ内の提供するサービスの料金を割り引くこと。
- 他の事業者に売却した場合、自己又はグループ内の小売部門の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。

### （2）卸電力取引所の活性化

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。

また、卸電力取引所は、電力の卸取引の機会の拡大及び卸取引の指標として適正な価格の形成を図ることにより円滑な卸取引に資することを目的とする法人として経済産業大臣から指定を受け得ることに鑑み、電気事業法に基づく売買取引数量等の公表（電気事業法第99条の4）に加え、以下の③及び④に示されるように、卸電力取引所内の取引の適切性について監視を行うとともに、取引情報の公開を実施することが望まれる。

#### ① 積極的な活用

発電事業者、小売電気事業者、卸売事業者等が卸電力取引所における取引を

各々積極的に活用すること、特に発電容量で圧倒的な市場シェアを有する区域において一般電気事業者であった発電事業者は取引量増加に向けて相応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

## ② 売り札

区域において一般電気事業者であった発電事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、当該発電事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

## ③ 市場監視

市場シェアが大きい発電事業者は、卸電力取引所内の取引においても、単独、又は他の電気事業者と協調して取引量及び価格を自己に有利に設定できる可能性がある。したがって、卸電力取引所において、不正な取引の監視のみならず、このような支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視を行うとともに、各市場参加者の日常的な取引行為に関する市場監視等について、より実効性ある監視手法を今後とも追求していくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

## ④ 情報公開

卸電力取引所において、価格形成の信頼性の確保に資するような取引情報の公開が実施されていくこと、また、市場監視の監視結果についても、適切に情報公開が行われることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

# イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

## ① 卸電力取引所への電力投入の制限

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、不当に卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共に、正当な理由なく卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することは、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法と

なるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、卸電力取引所に投入する電力の数量を制限し、卸電力取引所における適正な価格形成を妨げることなどにより、競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

## ② 自家発補給契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自家発電設備を活用して卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来の料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別対価等）。

## ③ 需給調整契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者との既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別取扱い等）。

## ④ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする卸供給契約や余剰電力購入契約を締結している卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給料金や余剰電力購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別対価等）。

# （3）卸電力市場の透明性

## ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

### ○ 法令遵守体制の構築

電気事業者は、卸電力市場におけるインサイダー取引や相場操縦を防ぐため、

内部的な取引監視体制を構築することが望ましい。具体的には、所属する従業員等に対して社内教育を行い、電気の卸取引に関し問題となる行為等について周知するとともに、インサイダー情報に該当し得る情報の社内管理体制の構築を行うことが望ましい。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① インサイダー取引

一部の電気事業者のみが、インサイダー情報（注）を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。

（注）インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。

- (a) 認可出力 10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実  
(停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量)
- (b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し
- (c) 認可出力 10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実
- (d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）
- (e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実
- (f) 認可出力 10万キロワット以上の発電ユニットにおいて 10万キロワット以上の出力低下が 24 時間以上継続することが合理的に見込まれる場合  
(当該出力低下を決定した場合を含む。)における当該事実(出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量)。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。
- (g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）
- (h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等

なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものである。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用））、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。また、上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合に限る。）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。他方で、出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。

（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記のただし書に該当せず、出力低下の24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。

具体的には、以下に掲げる行為は、インサイダー取引として問題となる（なお、ここでいう卸取引とは、物理的な電力の取引のみを指し、先物電力取引は含まない。）。

- 業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為
- 業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、第三者に利益を得させ又は第三者の損失の発生を回避させる目的をもって、当該第三者に対しインサイダー情報を開示する、又は情報に関連する卸取引を勧める行為

ただし、以下の取引は、当該取引を行う正当な理由があるため、問題となる行為には該当しない。この場合、当該取引を行った電気事業者は、電力・ガス取引監視等委員会に対して、当該取引の後速やかに、当該取引の内容及び当該取引が正当化される理由（以下のいずれかの類型に該当する理由）について報告を行うことが適当である。

- 緊急の物理的な電力不足を補填する場合など、電力の安定供給のために、インサイダー情報の公表に先立って行うことが必要不可欠である取引
- インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引

- 広域機関が実施する電気事業法第28条の44に基づく指示に関する電力取引として行う場合
- インサイダー情報を入手する電気事業者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と卸取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、卸取引を行う者がインサイダー情報を知らされないで行った取引

## ② インサイダー情報の公表を行わないこと

卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。

インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。

他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (g)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止並びに10万キロワット以上の出力低下に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。

上記のような適時の公表を行わないことは、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告（電気事業法第27条の29、第27条第1項、第66条の12第1項）の対象となり得る。

ただし、例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、1時間以内の公表が実務的に困難な場合など、適時に公表できることにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。この場合、電気事業者は、適時に公表できなかつたことについての正当な理由を、公表後速やかに電力・ガス取引監視等委員会に報告することが適当である。

### i 公表内容とその時期

#### 《計画外停止の場合》

公表内容	公表時期
------	------

計画外停止に関する速報 ● 発電事業者名 ● 停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止の日時	計画外停止の発生後 1 時間以内
計画外停止に関する詳報 ● 停止原因（不明である場合はその旨） ● 復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨）	計画外停止の発生後 48 時間以内 (公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに)
復旧時期の公表	復旧時期の決定後速やかに

#### 《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止を予定する期間	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる 48 時間前まで

#### 《出力低下の場合》

公表内容	公表時期
出力低下の見込み ● 発電事業者名 ● 出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 出力低下を見込む期間（期間中に出力低下量が変動す	24 時間以上の出力低下が見込まれた後速やかに

る見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値)	
出力低下の見込みの変更	見込みの変更後速やかに
出力低下解消時期の公表（公表済みの出力低下の見込みどおりに出力低下が解消される場合は不要）	出力低下の解消時期の決定後速やかに

(注) 復旧とは、いわゆる営業運転（電気の卸供給が行えるような運転）の再開を指し、試運転を含まない。

## ii 公表方法

発電事業者は、市場参加者が適時に全ての公表対象事実を把握できるように、一般社団法人日本卸電力取引所が設置する情報公表サイトにおいて、一元的に対象となるインサイダー情報を公表する。

### ③ 相場操縦

卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと
- 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）

上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。

- 市場の終値を自己に有利なものとする目的として市場が閉まる直前

### に行う大量の取引

- 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとすることを目的として変動させる行為
- 他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為
- 市場相場をつり上げる又はつり下げる目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）
- 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
- その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみすること）

### （4）容量市場の活性化

- 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

容量市場の市場管理者である広域機関は、電気事業法第28条の40第5号に定める業務として容量市場の市場管理を行うに当たり、容量市場における入札の結果を踏まえた市場競争の状況検証及び容量市場制度の包括的な検証を行うとともに、検証結果の公開を実施することが望ましい。

### （5）需給調整市場の透明性

- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、各事業者は、調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい。

なお、その詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること。

- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

- 相場操縦

需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務

改善勧告の対象となり得る。

- ① 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと。具体的には以下のものがある。
  - (a) 市場分断の傾向の分析や事前に入手した地域間連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札（下げ調整の場合は、継続的安値での入札）や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
  - (b) インバランス料金その他電力に関係した取引を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させること
  - (c) その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げる（下げ調整の場合は、つり下げる）ため売惜しみをすること）
- ② 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること。

### III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

#### 1 考え方

従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災と共に伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるディマンドリスポンス（注1）が重要視されるようになった。

電気の需要抑制の取組は、平成27年改正法の施行前においては、一般電気事業者が大口需要家との間で一部需給調整契約（例えば、電源脱落や系統事故等発生に伴う需給ひっ迫時に一般電気事業者からの指示等に基づき電気の使用を一部又は全部抑制することを条件に電気料金の割引を行うことを約する需給調整契約など）を締結することや、一部の小売電気事業者が、自己の需要家に対して、市場価格高騰時に需要抑制を依頼し、その需要抑制量に応じた報酬を支払う契約を締結することなどにより行われてきた。これらは、主に小売電気事業者が自己の同時同量の達成等のために、自己の需要家に対して需要抑制を依頼するものであった。

一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、ディマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（以下「ネガワット事業者」という。）を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。（注2））の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするディマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。

当該環境整備の一環として、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備された。

こうした制度整備を踏まえ、今後市場においてネガワット取引が実施されるに当たっては、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引に関する当事者（①ネガワット事業者、②需要抑制を行う需要家と小売供給契約を締結している小売電気事業者（以下「供給元小売電気事業者」という。）及び③特定卸供給の供給先となる小売電気事業者（以下「供給先小売電気事業者」という。））は、以下のように必要な措置を講ずることが適当である。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者とネガワット事業者は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電

気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げることは、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。

(注1) ディマンドリスponsは、電気の消費パターン（需要）の変化により、「需要抑制」と「需要増加」の二通りが考えられ、「需要抑制」の取組は上記のとおりである。「需要増加」の取組は、例えば電気が供給過多の状態に陥った際に、需要家に対して電気の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。このような取引、いわゆる上げのディマンドリスponsについても、公正かつ有効な競争の観点から、取引に関する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。

(注2) ネガワット取引には、小売電気事業者が同時同量達成のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1）と、一般送配電事業者（系統運用者）が需給調整のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型2）の大きく二つの類型が存在する。次に類型1は、一の小売電気事業者が自己の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1①）と、一の小売電気事業者が他の小売電気事業者の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1②）の二つの類型に分類される。さらに類型1②は、ネガワット取引に関する諸条件について、ネガワット事業者、供給元小売電気事業者及び需要家が事前に協議するパターン（直接協議スキーム）、第三者がネガワット事業者と供給元小売電気事業者の間の仲介を行うパターン（第三者仲介スキーム）並びに供給元小売電気事業者及び需要家が確定数量契約を締結するパターン（確定数量契約スキーム）の三つに分かれる。

以下の（1）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件及び（2）関係当事者間での協議に関する事項は、類型1②のうち直接協議スキームのみを対象とする。

#### （1）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件

今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、ネガワット事業者が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、ネガワット事業者は、次に掲げる要件に適合することが適当である。

- ① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。
- ② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。
- ③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。

#### （2）関係当事者間での協議に関する事項

ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型①においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。

それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。

- (1) 需要家及びネガワット事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議
  - (a) ベースライン（需要抑制の依頼がなかった場合に想定される電力消費量）の設定方法
  - (b) 需要抑制の依頼の方法、時期及び回数並びに需要抑制可能量
  - (c) 需要抑制量の算定方法・通知方法
  - (d) 需要家に支払われる報酬（支払条件、支払額（例えば、基本報酬（容量としての価値）と従量報酬（電力量としての価値））、支払時期、支払方法等）
  - (e) 需要家に課せられるペナルティ（支払条件（例えば、どのような場合に需要抑制量を達成できなかったと判断するか）、支払額、支払時期、支払方法等）
  - (f) 需要家が複数の需要抑制契約又は需給調整契約を締結している場合の取扱い
  - (g) 需要家が部分供給を受けている場合の取扱い（需要抑制の対象となる電力（量）の特定方法等）
- (2) 供給元小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議
  - (a) ベースラインの設定方法
  - (b) 需要抑制量の算定方法・通知方法
  - (c) インバランスの切り分け方式
  - (d) ネガワット調整金の支払（支払額の決定の時期、支払額の計算方法、支払額の支払時期等）  
(注) ネガワット取引において需要抑制が実施されると、供給元小売電気事業者の需要家に対する供給電力量が減少することから、当該供給元小売電気事業者は需要抑制分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要抑制分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が供給元小売電気事業者に対して支払う調整金をネガワット調整金という。
  - (e) 需要家からの苦情や問合せに対する相互の連絡方法・体制
  - (f) ベースライン・各種計画の通知方法

③ 供給先小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議

通常の卸供給取引において協議される事項

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① ネガワット取引の公正かつ有効な利用

ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。

特に、供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。

② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付

ネガワット取引の公正かつ有効な実現のためには、需要家に支払われる報酬その他の取引条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が当該取引条件を十分に理解した上でネガワット取引を行うことができる環境を整備する必要がある。

したがって、ネガワット事業者は、需要抑制契約を需要家と締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件（上記の需要家及びネガワット事業者間での協議事項を参照）について、需要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。

また、当該説明を行うときは、需要家に対して、需要家に支払われる報酬その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。

さらに、ネガワット事業者は、需要家と需要抑制契約を締結したときは、遅滞なく、ネガワット事業者の氏名又は名称及び住所、契約年月日、需要家に支払われる報酬、その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結後交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結後交付書面に代えて電磁的方法を用い

る場合を含む。) ことが望ましい。

### ③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置

ネガワット事業者は、ネガワット取引に当たって需要家と直接接点を持つことから、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は需要家に支払われる報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理することが望ましい。

また、当該相談窓口の連絡先は、上記②のネガワット取引の取引条件の説明の際に説明するほか、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面に記載し、かつ、当該ネガワット事業者のホームページ等においても確認できるようにすることが望ましい。

### ④ 需給調整契約

平成27年改正法の施行前において、一般電気事業者が大口需要家と締結していた需給調整契約は、一般電気事業者の依頼に応じて需要家が需要抑制を行うことを条件に、電気料金の割引を行うことを約したものであり、需給調整契約の一部（例：随時調整契約）はネガワット取引と同様の特性を有する。従前、需給調整契約は、供給義務を負う一般電気事業者により、需給ひつ迫時の需給調整の最終手段として運用が行われ、実際に需要家に需要抑制を依頼する場合は限定されていた。

しかし、平成26年改正法の施行による事業類型の見直しにより、一般電気事業者という事業類型がなくなったことや、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行によるネガワット取引の開始に伴い、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は、例えば平常時の同時同量の達成や一般送配電事業者への調整力の確保のために、当該需要家に需要抑制を依頼し、当該需要家が持つ需要抑制のポテンシャルを活用する等、需給ひつ迫時の需給調整の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うことが期待される。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当にネガワット取引の実施を妨げ、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、ネガワット事業者と

需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して、自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の需要家に対して、ネガワット事業者と需要抑制契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、小売電気事業者に対して、不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。

## IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方

### 1 考え方

(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。）にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。

そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者に、託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務付けている。また、託送供給料金を引き下げるなどにより、一般送配電事業者が、認可を受けた託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け、小売電気事業者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。

② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されたこととなった。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。

（注）一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業

を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含み、以下「電気供給事業者」という。）との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあっせん・仲裁を申請することができる（電気事業法第35条、第36条）。その際には、紛争の原因となつた事実・判断に関して、一般送配電事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般送配電事業者は十分に説明を行うこととする。

- ③ さらに、広域機関が周波数変換設備や地域間連系線等（以下「連系線等」という。）の送電インフラの整備計画の策定、各区域（エリア）の一般送配電事業者による需給バランス・周波数調整に係る広域的な運用の調整、新規電源の接続の受付や系統情報の公開等に係る業務を行うこととなる。また、ネットワーク運用者である一般送配電事業者は、広域機関が策定した送配電等業務指針を踏まえて自己ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。広域機関の運営について、経済産業大臣は、その公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うこととなっている。
- （2）これらの点については、電気事業法上の託送供給等約款の認可・変更命令のスキーム、行為規制及び広域機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般送配電事業者及び広域機関の適切な対応が必要である。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### （1）託送供給料金等についての公平性の確保

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

##### ① 託送供給料金

一般送配電事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、小売電気事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送

配電事業者にあっては、自己の小売部門を含む。) 以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

## ② 情報公開

託送収支に係る過去 5 年程度の計算書等については、隨時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

# イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

## ① 託送供給料金の値下げ届出変更命令

一般送配電事業者が変更する託送供給等約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第 18 条）。

## ② 託送供給料金の変更認可申請命令

一般送配電事業者の託送供給等約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法上の変更認可申請命令が発動される（電気事業法第 19 条）。

## ③ 最終保障供給約款の届出変更命令

一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第 20 条）。

## ④ 離島供給約款の届出変更命令

一般送配電事業者が定める離島供給約款が、その供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給料金の水準と比べて不当に高いものである場合には、離島供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第 21 条）。

## ⑤ 連系線等の運用等

連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の51）。

### （2）ネットワーク運営の中立性の確保

#### （2）－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制

##### ① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制

###### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、あらかじめ、例えば以下のようないくつかの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

- i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性
- ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

###### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 一般送配電事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合
  - (a) 兼職者が非公開情報を入手できることを確保するための措置
  - (b) 兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- ii 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合

ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをしていい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。

- 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況
  - 電源の接続予定地点、運転開始予定期間、最終規模
  - 個別電源毎の想定休廃止時期
  - 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等
- 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
  - 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等）
  - 発電機出力分配、発電機運転状態
  - 電源作業条件、制約条件
  - 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
- 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等
  - 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
  - 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）
  - 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）
- 当該一般送配電事業者の送配電設備に関する設備計画等

上記 i のうち、(a)「兼職者が非公開情報を入手できることを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が非

公開情報を入手することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。

- 一般送配電事業者のシステム上、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手できないようにすること
- 一般送配電事業者の社内規程等により、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手すること及び兼職者に非公開情報を提供することを禁止すること

上記 i のうち、(b)「兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が送配電等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。

- 一般送配電事業者の社内規程等で、兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること

なお、上記 i (a)、(b)いずれの措置についても、一般送配電事業者は、(2) – 2のとおり、その法令遵守責任者をして、業務執行の状況の監視を行わせるとともに、その監視部門をして、一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させなければならない。

また、上記 ii 「兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。

- 特定関係事業者の社内規程等で、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む）
- 兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること

## ② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事

業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。)を除く。以下この②において同じ。)とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、以下 i から iii までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させたと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iii 特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第33条の5）。

- i 非公開情報を入手することができる業務
  - ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの
- ここで、ii 「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの」とは、例えば、以下の業務が考えられる。
- 系統運用に関する業務（給電指令等）
  - 送配電設備の停止計画、設備計画等に関する業務
  - 託送供給契約に関する業務（契約期間等の調整、代表契約者制度の取扱いに関する調整等）
  - 発電事業者、小売事業者からの申請・問合せ対応業務
  - 電気の使用者からの申請・問合せ対応業務

③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関する知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。
- ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この ii において同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。
- iii 上記 ii に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iii において同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下この iii において同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。
- iv 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された託送供給等業務に關

して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このivにおいて同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。

##### i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況

- (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模
- (b) 個別電源毎の想定休廃止時期
- (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等

##### ii 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等

- (a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等）
- (b) 発電機出力分配、発電機運転状態
- (c) 電源作業条件、制約条件
- (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）

##### iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等

- (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
- (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）
- (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）

「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- i 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ii 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- iii 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること

また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者から、需要家や需要規模等の需要面及び発電所や発電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。

このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

## ⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- i 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラ

イン」（以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「系統情報の公表の考え方」（以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。

- ii 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。

##### i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用

地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下このiにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討の内容、条件を変更した場合の対応、回答の内容、適用する判断基準や技術基準、費用負担又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。
- (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。

（注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する優先給電指令に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題となるない。

- (c) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。
- (d) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、送電容

量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。

（注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する空容量の優先配分に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。

- (e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。

ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注）。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。

- (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の51）。

（注）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。

- (c) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の特定関係事業者が新料金メニューを公表する場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。

- (d) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の使用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。

### iii 需要家への差別的な対応

一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、計量器の交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）に関して、当該一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。
- (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。
- (c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。
- (d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者の特定関係事業者の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

### iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応

託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門及び発電部門を含む。以下このivにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できることにより、一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (b) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要

家に提供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。

- (c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、当該一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。

#### ▼ 代表契約者制度における差別的な対応

代表契約者制度とは、バランシンググループを構成する複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組みであり、例えば、以下のように一般送配電事業者が、バランシンググループを構成する小売電気事業者を不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、協議を拒んだ場合。
- (b) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、対象となる金銭債務が個々の契約者において責任範囲を特定できる金銭債務であるにも関わらず、バランシンググループを構成する契約者に対し連帯責任を求めた場合。

また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

- 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手續について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあっては、自己の小売部門を含む。以下この▼において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。

- 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。
- 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。
- 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が当該小売電気事業者と取引せざるを得なくされること。
- 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。

## ⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。

同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。iiにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。
- ii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。
- iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

ここで、上記 i 及び ii の「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。

上記のうち i については、一般送配電事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号において一般送配電事業者であることを示す文言（「送配電」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。

上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。

また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる

小売電気事業者又は発電事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題となる。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。

#### ⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制

##### ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。）が、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（電気事業法第23条第2項）と取引を行ったと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

なお、「通常の取引の条件」とは、当該一般送配電事業者が自己のグループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件をいう。

#### ⑧ 一般送配電事業者の委託規制

##### ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下の i から iii までのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合

「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、以下

の場合はこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(c)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一體的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。

- (a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や発電設備等の障害により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合
  - (b) 停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣又は物資支援活動など、災害等緊急時の一般送配電事業者による復旧業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に委託する場合
  - (c) 災害等緊急時に、一般送配電事業者による復旧業務における意思決定又は指揮監督を、当該一般送配電事業者を支援するその特定関係事業者たる親会社等の長等へ委託する場合
- ii 受託者が、委託をしようとする一般送配電事業者の子会社（当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該一般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

iii 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

- (a) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
- (b) 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
- (c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

ここで、(b)「小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者に有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。

また、(c)「合理的な理由」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、そ

の地域において、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と一般送配電事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合を考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実態を踏まえて、個別に判断される。

⑨ 一般送配電事業者の最終保障供給又は離島供給の業務の委託における公募の例外

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。）が、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合において、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。

⑩ 一般送配電事業者の受託規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑩において同じ。）が、その特定関係事業者から小売電気事業又は発電事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を公表し、一般送配電事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、以下の i 、 ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 23 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託としてする場合
- ii 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

なお、「業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができる」業務の受託とは、一般送配電事業者のみが知り得る情報や一般送配電事業者の人的・物的資源を不当に活用し、若しくは当該受託業務に関連する送配電等業務の実施を変更・調整するなどして、業務の成果を高めることができるものの受託、又は合理的な理由なくグループ内の小売電気事業者若しくは発電事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託をいう。

## （2）－2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等

### ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第 27 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i 、 ii 及び xi において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の

用に供する室とを区分するものであること。

「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔離を担保し、入室制限等を行うことをいう。

なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔離の程度等に応じて個別・具体的に判断される。

ii 託送供給等業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、以下の（i）、（ii）の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして（i）、（ii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築することであること。

（i）当該システムをその特定関係事業者と共に用する場合

- (a) 託送供給等業務及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。
- (b) 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。
- (c) 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを閲覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要さずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。

（ii）当該システムをその特定関係事業者と共に用しない場合

上記（i）（c）に定める要件。

iii 託送供給等業務について知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。viiにおいて同じ。）が遵守すべき

規程を作成すること。

- iv iiiにより作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。
- v 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置くものであること。
- vi 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。
- vii 情報管理責任者をして、iiiにより作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理せるものであること。
- viii 託送供給等部門をして、託送供給等業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。  
ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。
- ix 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。  
なお、「法令等」とは、電気事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、一般送配電事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。
- x 法令遵守責任者をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行わせるものであること。
- xi 当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

- xii 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。  
ここで、「独立した」とは、その特定関係事業者からの影響を受けないこと（例えば、兼職をしないこと等）をいう。
- xiii 監視部門をして、託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。
- xiv 監視部門をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。
- xv 監視部門をして、xiii 及び xiv により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

## (2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等

### ① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役、又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う取締役等がいる場合には、あらかじめ、例えば上記(2)-1①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が上記(2)-1①イのiに該当し、かつ、その特定関係事業者が同iiに該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役等若しくは従業者を、又は、一般送配電事業

者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間ににおいて、特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（2）－1①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、下記 i から iii までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第23条の2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iii 特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

③ 一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者の特定関係事業者は、一般送配電事業者との間で従業者の

出向、転籍その他の取締役又は従業者的人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この④において同じ。）の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電投資計画に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。

⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑤において同じ。）の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。

例えば、一般送配電事業者の特定関係事業者である小売電気事業者が、営業活動を目的に作成した自由化料金メニュー やサービスのパンフレット・CM等に、当該一般送配電事業者の災害復旧への取組を併記する等、一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。

なお、一般送配電事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ

全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として一般送配電事業者の情報を掲載するにとどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。

## (2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等

送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、小売電気事業者及び発電事業者の事業に影響を与える業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

送電事業者について、上記(2)-1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記(2)-3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又はネガワット事業」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者」とあり、及び「発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者」とあるのは「一般送配電事業者又は発電事業者」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の5」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

送電事業者について、（2）－1及び（2）－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、（2）－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。

なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、

- 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。
- 送電事業者は、小売電気事業者又は発電事業者から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。
- 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。

## V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

### 1 考え方

コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の導入等は小売電気事業者の電力供給と競合関係にある。他方、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者の供給量が限られている中にあっては、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の小売供給を受けることが必要となる場合が多い。また、自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の安定的運営の観点から、自己の設備を一般送配電事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発補給に係る契約等を締結しているなど、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者に依存せざるを得ない状況にある。

(注) これら需要家がその余剰発電分等を他の小売電気事業者に卸供給する若しくは卸電力取引所に投入する、又は自ら電気の小売供給に新規参入する場合において公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、I 小売分野の 2 (1) ①イ「v 自家発補給契約の解除・不当な変更」、「vi 需給調整契約の解除・不当な変更」、Ⅱ 卸売分野の 2 (1) イ「②卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更」、同 2 (2) イ「③自家発補給契約の解除・不当な変更」、「④需給調整契約の解除・不当な変更」、「⑤卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更」を参照。

また、近年、電力小売分野においては、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿っている。こうした中で、東日本大震災の発生までは、一般電気事業者は全ての熱源を電気で賄う、いわゆる「オール電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じてきた。引き続き相当数の需要家がオール電化住宅を選択しており、こうした需要家の多くは、オール電化メニュー（深夜時間帯が低額な料金メニュー）を契約している。これまで選択約款により提供されてきたオール電化メニューは、小売全面自由化により自由料金となるが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害する可能性がある。

このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の観点から、次のような点において、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が適切な対応を行うことが必要となる。

### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

#### (1) 自家発電設備の導入又は増設

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。

自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般送配電事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の従業員が小売部門と送配電部門の明確な峻別意識なく業務を行っている例があった。しかるに、当該協議は、電気事業法上の行為規制（第23条）の対象であり、小売部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給等に係る発電設備の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売供給契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、自家発電設備の導入が小売部門に判明することを妨げるものではない。

また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般送配電事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電設備設置者にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。

さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般送配電事業者は、各発電設備設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電設備設置者に対し説明を行うことが望ましい。

（注）「系統連系ガイドライン」の考え方には従えば、発電設備の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① 自家発電設備の導入又は増設の阻止等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が自家発電設備の導入又は増設を不当に制限することは、当該小売電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、自家発電設備の導入等をしないことを条件に、電気の供給を行うこと、又は電気の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

また、自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の

導入等を実現した場合において、電気の供給、自家発補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

- コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打切りを示唆すること。
- コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電気の供給を行わないことを示唆すること。

さらに、一般送配電事業者が、新たに自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

## ② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

自家発電設備を有する需要家は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、アンシラリーサービス、自家発補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。

## (2) オール電化等

- 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① 一般送配電事業者の差別的な運用

一般送配電事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化等（オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて電化する場合を含む。以下同じ。）の選択を条件として、例えば以下のような判断を不当に差別的に行う場合には、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。

- 一般送配電事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用することについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設置箇所数について判断する場合。

#### ② 一般送配電事業者の負担による屋内配線工事等

屋内配線工事に関する負担等に関して、一般送配電事業者がオール電化等の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。

#### ③ みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動

みなし小売電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、みなし小売電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でお勧力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。

#### ④ みなし小売電気事業者による不動産の買取り

みなし小売電気事業者が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが売れ残った場合にはみなし小売電気事業者が買い取ることを取り交わした保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションがみなし小売電気事業者の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。

#### ⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する需要家に比して、それ以外の需要家を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、差別取扱い等）。

- 一般送配電事業者が、住宅等の電線の地中引込みを要請された場合において、正当な理由なく、オール電化とすることを条件として当該要請に応じること。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること。
- 一般送配電事業者が、集合住宅をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、集合住宅等の開発業者に対して、当該集合住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅等の売れ残り物件の買取り保証をすること。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に対して、需要家等の設備であるガスマーターやガス配管設備の撤去を求めるることは、ガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、取引妨害等）。

## 附則 本指針の適用

令和3年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。

## 需給調整市場ガイドライン

策定 2021年●月●日

経済産業省

## I. 本文書の位置づけ

2021 年度から開設される需給調整市場において、その適正な取引を確保するための措置については、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、当分の間、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として、市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請するという事前の措置を講じることとされた。

この事前の措置の考え方については、大きな市場支配力を有する事業者（地域間連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む。）に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取るよう求めることが適當とされ、また、このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましいものであるとされた。

以上を踏まえ、「適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）において、需給調整市場における「望ましい行為」として、上記の考え方を規定し、その詳細について、本文書を策定し参考とすることとされた。

本文書は、需給調整市場における事前の措置の考え方の詳細を示すことで、需給調整市場の適切な運営を目指すものである。

【図表 1】需給調整市場における措置の全体像

対象事業者	法的措置	上乗せ措置
<b>大きな市場支配力を有する事業者</b>	「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」があった場合には、業務改善命令等で是正（事後の措置）	登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するよう要請（事前の措置）
<b>それ以外の事業者</b>		

## II. 需給調整市場の概要

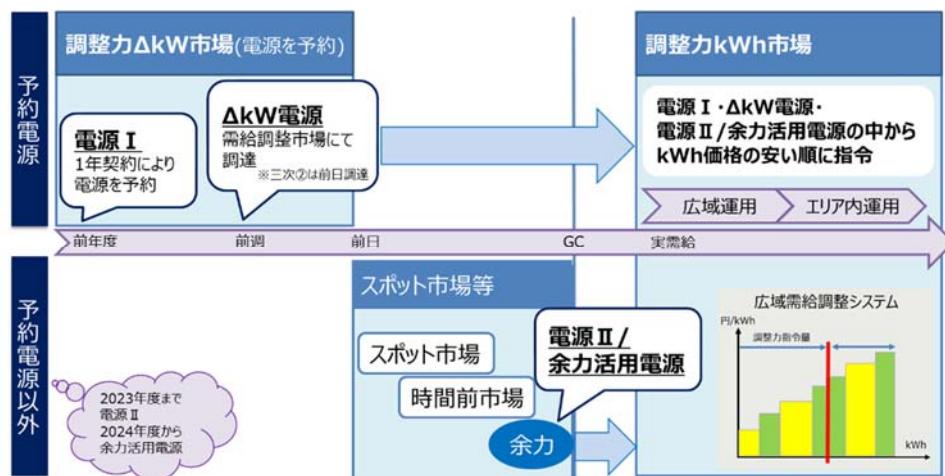
需給調整市場には、

調整力  $\Delta \text{kW}$  市場：発電事業者等が電源等を供出し、一般送配電事業者は、調整力として最低限必要な量の電源等を事前に調達（予約）するための市場  
(なお、当面は、調整力公募による電源 I の調達も併存)

調整力  $\text{kWh}$  市場：実需給断面において、予約確保した電源等（以下「予約電源」という）に加え、スポット市場等で約定しなかった余力活用電源（当面は

電源Ⅱ) も含めた中から、一般送配電事業者が kWh 値格の安い順に稼働指令を行う市場の 2 つの市場が存在するため、需給調整市場における「望ましい行為」の詳細については、調整力  $\Delta$ kW 市場（調達）と調整力 kWh 市場（運用）のそれぞれについて整理する。

【図表 2】調整力  $\Delta$ kW 市場と調整力 kWh 市場の全体像



### III. 需給調整市場において望ましい行為の詳細

#### 1. 調整力 kWh 市場

##### (1) 予約電源以外

調整力 kWh 市場の予約電源以外における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の kWh 価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

$$\text{上げ調整の kWh 価格} \leq \text{当該電源等の限界費用} + \text{一定額}$$

$$\text{下げ調整の kWh 価格} \geq \text{当該電源等の限界費用} - \text{一定額}$$

ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）

上記に該当する場合には、その価格は市場相場を変動させることを目的としていないとみなされ、それを遵守している限りにおいては、業務改善命令等の対象とはならないものとする。

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前の措置として上記の kWh 価格で登録することを要請する。

なお、この式において、「限界費用」、「当該電源等の固定費回収のための合理的な額」及び「一定割合」については、以下の通りである。

## ① 「限界費用」について

電源等のうち、通常の火力発電については、限界費用は燃料費等であることは明確であるが、揚水発電、一般水力（貯水式）、DR（需要抑制）などの限界費用が明確でないと考えられる電源等については、以下のように整理する。

### (揚水発電、一般水力、DR 等の場合の限界費用の考え方)

- 「機会費用を含めた限界費用」とする。
- 限界費用には、揚水運転や一般水力における貯水の減少による火力の焚き増し等の代替電源の稼働コストを含む。
- 「機会費用」とは、貯水の制約による市場での販売量減少による逸失利益、DR による生産額の減少等があり得る。
- その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適用する。
- 監視においては、これらの考え方を示す根拠資料の提出を求め、登録 kWh 価格が合理的でない場合は修正を求めるなどの対応を事前及び事後に行う。

## ② 「固定費回収のための合理的な額」について

固定費回収のための合理的な額は、以下のとおり、当該電源等の当年度分の固定費から他市場で得られる収益を差し引いた額から算出するものとする。

### 固定費回収のための合理的な額(円/kWh)

$$= \{ \text{①電源等の固定費(円/kW・年)} - \text{②他市場で得られる収益(円/kW・年)} \} \\ \div \text{③想定年間稼働時間(h)}$$

【図表 3】需給調整市場における電源等の固定費回収額の合理的な考え方



### ③ 「一定割合」について

当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、限界費用に、「限界費用(円/kWh) × 10%程度」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録するものとする。

なお、当該一定額の割合については、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

## (2) 予約電源

予約電源については、事前に調整力 Δ kW 市場を通じて調達され、既に Δ kW の収入を得ているものであることなどから、当面は、上述（1）にかかわらず、全ての事業者について、その登録 kWh 価格は「限界費用又は市場価格」以下とすることが適当であり、Δ kW の契約においてそれを明確化することとする。

なお、予約電源の登録 kWh 価格に引用する市場価格については、電気の価値を反映するという観点では、実需給に近い時間前市場の価格を引用するのが適当であるが、取引価格のぶれや価格操作を抑制できる方が望ましいことや、需給調整市場の取引参加者にとって参照が容易であることなどを踏まえ、「時間前市場の約定価格の平均値」を参照して、市場価格の登録を行う。

## 2. 調整力 Δ kW 市場

### (1) Δ kW 電源

調整力 Δ kW 市場における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の Δ kW 価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

$$\Delta \text{ kW 価格} \leq \text{当該電源等の逸失利益 (機会費用)} + \text{一定額}$$

ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）

上式に該当する場合には、その価格は市場相場を変動させることを目的としていないとみなされ、それを遵守している限りにおいては、業務改善命令等の対象とはならないものとする。

後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前の措置として上記の Δ kW 価格で登録することを要請する。

なお、この式において、「逸失利益 (機会費用)」、「当該電源等の固定費回収のための合理的な額」及び「一定割合」については、以下の通りとする。

#### ① 「逸失利益 (機会費用)」について

Δ kW を需給調整市場に供出する電源は、基本的には、以下の形で確保されると考えられることから、これらを逸失利益 (機会費用) の基本的な考え方とする。

### (逸失利益(機会費用)の考え方)

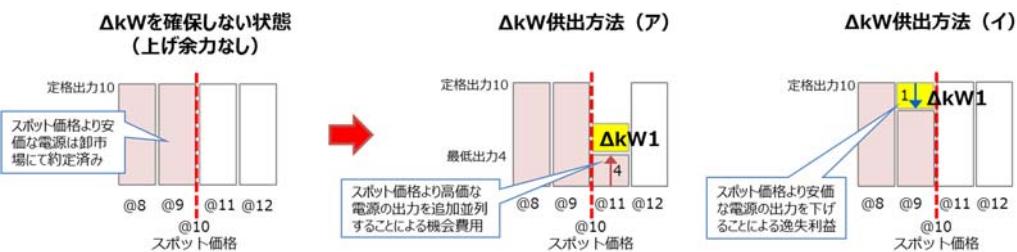
(ア) 卸電力市場価格(予想)よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し $\Delta kW$ を確保する場合

この場合、当初の計画では起動しなかった電源であるため、その起動費や最低出力までの発電量について、卸電力市場価格(予想)と限界費用との差額の機会費用が発生

(イ) 卸電力市場価格(予想)よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出する計画だった電源の出力を下げて $\Delta kW$ を確保する場合

この場合、 $\Delta kW$ で落札された分は卸電力市場で応札できなくなるため、その分の発電可能量(kWh)について、卸電力市場価格(予想)と限界費用との差額の逸失利益が発生

【図表4】調整力 $\Delta kW$ 市場に供出する電源の $\Delta kW$ 確保の考え方



### ②「固定費回収のための合理的な額」について

固定費回収のための合理的な額の考え方とは、調整力 kWh 市場と同様に、以下のとおり、当該電源等の当年度分の固定費から他市場で得られる収益(需給調整市場での既回収分も含む)を差し引いた分とする。

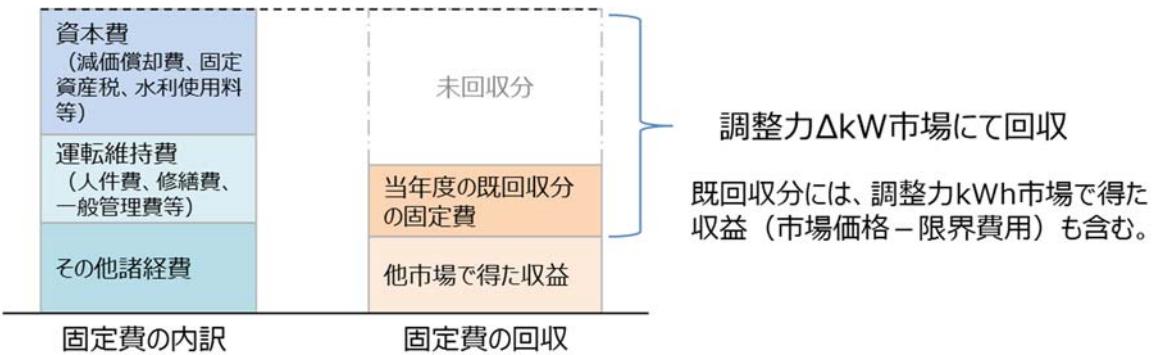
固定費回収のための合理的な額(円/ $\Delta kW$ )

$$= \{ \text{①電源等の固定費(円/kW・年)} - \text{②他市場で得られる収益(円/kW・年)} \} \\ \div \text{③想定年間約定ブロック数}$$

想定年間約定ブロック数 = 想定年間予約時間 ÷ 3時間

また、予約電源が、調整力 kWh 市場において、kWh 価格を市場価格で登録することにより、「市場価格 - 限界費用」分の収益が発生した場合は、当該収益についても当年度分の固定費の既回収分とする。

【図表5】需給調整市場における電源等の固定費回収額の合理的な考え方



### ③「一定割合」について

当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、調整力 $\Delta k\text{W}$ 市場に供出するインセンティブの確保等を考慮し、逸失利益（機会費用）に、予約電源の想定稼働率を踏まえた以下の考え方による一定額を上乗せした範囲内で $\Delta k\text{W}$ 価格を登録するものとする。

なお、当該一定額の割合については、調整力 $k\text{Wh}$ 市場と同様に市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

$$\text{一定額(円/}\Delta k\text{W)} = \text{限界費用(円/kWh)} \times 10\% \times \Delta k\text{W 約定量} \times \text{電源 I の平均稼働率 (5\%)} \times \text{約定期間 (3時間)}$$

※限界費用が市場価格より高く、 $\Delta k\text{W}$ 価格を起動費等の実コストで登録している場合は、起動費等に一定額を上乗せ。限界費用が市場価格より低く、 $\Delta k\text{W}$ 価格を卸電力市場との逸失利益で登録している場合は、一定額には逸失利益を含むものとし、一定額と逸失利益のいずれか高い方を上限とする。

## (2) 電源 I

2021年度以降も、エリアごとに調達される電源I公募の仕組みは継続することとされており、各エリアともそのエリアの旧一電（発電・小売）以外の参加者は限定的と考えられることから、2021年度以降の電源I公募においても、旧一電各社に対し、これまでと同様、「固定費+事業報酬相当額」を基準として各電源等の入札価格を設定するよう要請する。

## 3. 事前的措置の対象とする事業者の範囲について

### (1) 調整力 $k\text{Wh}$ 市場

#### ①地理的範囲の画定

事前的措置の対象とする事業者については、調整力 $k\text{Wh}$ 市場において、大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業者を特定し、それを対象とすることが適当であ

る。そこで、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価するためには、まず第一に、市場（地理的範囲）の画定が必要となる。

調整力 kWh 市場では、調整力の運用時点で地域間連系線の空容量がゼロの場合は、調整力の広域運用ができなくなるため、市場が分断される。したがって、市場（地理的範囲）の画定は、広域需給調整システムの運用時点における市場分断の実績を踏まえて判断することが適当である。その上で、市場分断の状況は、コマごと、日ごと、季節ごとに変化することから、どのような期間ごとに市場（地理的範囲）の画定を行うかが論点となる。事前の措置はあくまで上乗せ措置であること及びその実務的な負担を考慮すると、当面は月単位で市場（地理的範囲）の画定を行うことが合理的と考えられる。

## ②事前の措置の対象とする事業者の範囲を設定する基準

市場（地理的範囲）を画定すると、当該市場に基づき、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価することとなるが、どのような評価指標を用いるかが論点となる。具体的には、市場シェア、HHI (Herfindahl Hirschman Index)、PSI (Pivotal Supplier Index) 等の指標を用いた分析があり得るが、需給ひつ迫時など活用できる調整力の数が少なくなる場合には、小規模な事業者であっても市場支配力が行使可能となることがあり得ることから、PSI を用いる方法の方が精緻な分析が可能とも考えられるが、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基に検討を行うことが必要。

評価指標を確定すると、当該評価指標に基づき分析することとなるが、大きな市場支配力を有する蓋然性の有無を評価する基準値をどのように設定するかが論点となる。これについても、需給調整市場の取引状況や広域需給調整システムの運用状況等を基に検討を行うことが必要。

## (2) 調整力 $\Delta kW$ 市場

調整力  $\Delta kW$  市場に参加する事業者と調整力 kWh 市場に参加する事業者は、ほぼ同じと考えられることから、それぞれの市場の競争状態はほぼ同じと考えられる。また、調整力  $\Delta kW$  市場と調整力 kWh 市場の事前の措置の対象とする事業者が同じである方が、運用上も分かりやすい。

こうしたことを踏まえ、調整力  $\Delta kW$  市場における事前の措置の対象とする事業者は、前述した調整力 kWh 市場の事前の措置の対象と同一とすることが適当である。

## IV. 本文書の見直しについて

需給調整市場開始後、電力・ガス取引監視等委員会においては、需給調整市場において適正な取引を確実に確保するため、市場開始後の取引の状況をモニタリングし、本措置が適切に機能していない等の状況が見られた場合等においては、制度設計専門会合で議論の上、適時適切に見直しを行うこととする。

以上

1 需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について  
 2 (とりまとめ)

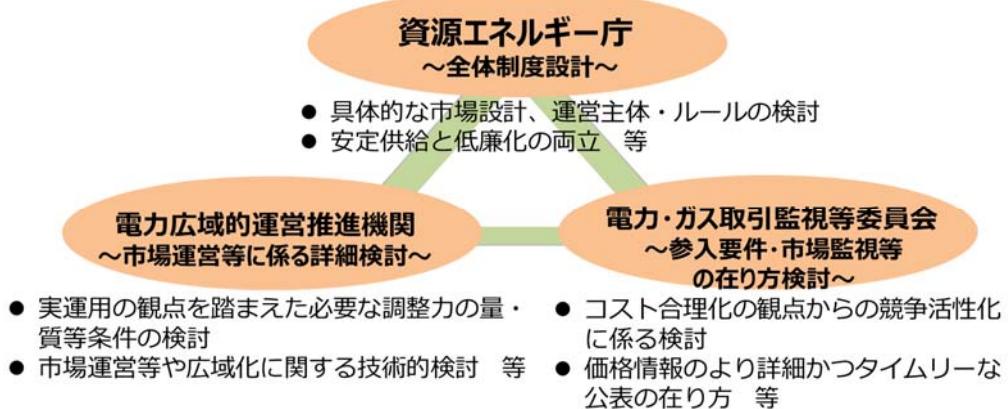
4 令和 2 年 12 月 15 日

5 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合

7 資源エネルギー庁の審議会（制度検討作業部会）において、2021 年度から需給調整市  
 8 場を開設する方針が示され、需給調整市場の詳細な監視のあり方等については、電力・  
 9 ガス取引監視等委員会において、検討を行うこととされた。

10 これを受け、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合は、2019 年 12 月より、  
 11 需給調整市場の価格規律と監視のあり方について議論を積み重ね、以下の通り結論を得  
 12 た。

14 【図表 1】需給調整市場における検討の枠組み



17 1. 需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について

18 一般送配電事業者は、現状、原則としてエリア毎に調整力を調達・運用しているが、  
 19 2021 年度から、エリアをまたいで全国的に調整力の調達・運用を行う需給調整市場が  
 20 段階的に開始される。これにより、調整力の調達・運用においても、エリアを越えた  
 21 発電事業者間の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最  
 22 適な調整力の調達・運用がなされるようになることが期待される。

23 しかしながら、当面は、以下の理由から、競争が限定的となり市場支配力を行使し  
 24 た価格つり上げ等<sup>1</sup>が可能な状況が多く発生すると考えられる。

<sup>1</sup> 本稿において、「価格つり上げ等」とは、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げること等を言う。

25       ・いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると  
26       見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。  
27       ・現状、各エリアにおいて調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分  
28       断が発生した場合には、競争が限定的なエリアが発生すること。  
29       需給調整市場における調整力の価格が、コストや需給状況を適切に反映したものと  
30       なることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、2022年度  
31       以降は調整力の限界的な kWh 価格をインバランス料金に引用することから、インバラ  
32       ンス料金の公正性という観点からも重要である。  
33       電気事業法においては、電力の取引全般において、市場支配力を行使した価格のつ  
34       り上げ等の行為について、電気の使用者の利益の保護等に支障が生じるおそれがある  
35       と認めるときには、経済産業大臣が業務改善命令や業務改善勧告の措置を講じ、その  
36       是正を図ることとされている。  
37       上述のとおり、需給調整市場については、当分の間は競争が限定的なケースが多く  
38       発生すると見込まれること、また、調整力の適切な価格形成が行われることが重要で  
39       あることから、より確実に不適正な取引を防止する必要がある。こうしたことから、  
40       需給調整市場において適正な取引を確保するための措置については、当分の間、電気  
41       事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として、市場支  
42       配力を有する可能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請  
43       するという事前の措置を講じることが適当である。<sup>2</sup>

44  
45       【図表 2】需給調整市場における措置の全体像

対象事業者	法的措置	上乗せ措置
<b>大きな市場支配力を 有する事業者</b>	「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」があった場合には、業務改善命令等では正（事後の措置）	登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するよう要請（事前の措置）
<b>それ以外の事業者</b>		

46

<sup>2</sup> 現状、スポット市場における市場支配力を行使した価格のつり上げ等の不適正な取引については、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置によりその是正を図ることとしつつ、これに加えて、旧一般電気事業者は、自主的な措置として、余剰電力の全量を限界費用相当額で売り入札することとしている。

47 【参考1】電気事業法関連条文抜粋

48 (業務改善命令)

49 第二十七条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第二十六条の二又は前条の規定に違反し  
50 ていると認めるとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利  
51 益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき  
52 は、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要  
53 な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずること  
54 ができる。

55 2 (略)

56

57 (準用)

58 第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十六条の二、第二十七条第一  
59 項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に  
60 準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」  
61 と読み替えるものとする。

62

63 (勧告)

64 第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五  
65 条、第百六条第三項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第百七条第二項、第三項、  
66 第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確  
67 保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることが可  
68 できる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

69 2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、  
70 正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するも  
71 のとする。

72 3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基  
73 づいてとつた措置について報告を求めることができる。

74

75 第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五  
76 条、第百六条第三項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第百七条第二項、第三項、  
77 第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確  
78 保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をするこ  
79 ができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

80 2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければ  
81 ならない。

82 3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に  
83 基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

84

85 **2. 電気事業法に基づく措置（事後的措置）について**

86 現状、卸電力市場（スポット市場等）において不当な価格つけ上げ等をもたらす行  
87 為については、適正な電力取引についての指針（以下「適正取引ガイドライン」とい  
88 う。）において、電気事業法に基づく業務改善命令等の対象となり得ると整理されてい  
89 る。<sup>3</sup>

90 需給調整市場における不当な価格つけ上げ等をもたらす行為についても、これらと  
91 同様に電気事業法に基づく業務改善命令等の対象になり得ると考えられる。したがつ  
92 て、それを明確化するため、適正取引ガイドラインを改定することが適当である。<sup>4</sup>

93 現行の適正取引ガイドラインでは、卸電力市場における取引について、「市場相場を  
94 変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること  
95 又は実行しないこと」が業務改善命令等の対象となり得ることと整理されている。こ  
96 れを踏まえ、需給調整市場についても、「市場相場を変動させることを目的として市場  
97 相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」を、業務改善  
98 命令等の対象となり得ることとして明確化することが適当である。

99 具体的には、以下のようない記載とすることが適当である。

100 **需給調整市場において問題となる行為（案）**

- 101 ① 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引  
102 を実行すること又は実行しないこと。具体的には以下のものがある。
- 103 (ア) 市場分断の傾向の分析や事前に入手した地域間連系線の点検情報等により、  
104 市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札（下げ調整の場合  
105 は、継続的安値での入札）や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること  
106
- 107 (イ) インバランス料金やその他の電力に関係した取引を自己に有利なものとす  
108 ることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動  
109 させること
- 110 (ウ) その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合  
111 理的に説明することができない水準の価格につり上げる（下げ調整の場合  
112 は、つり下げる）ため売惜しみをすること）
- 113 ② 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤  
114 解を生じさせるような情報を広めること。

<sup>3</sup> 適正取引ガイドラインにおいて、どのような行為が業務改善命令等の対象になるかが具体的に記載されている。

<sup>4</sup> 独禁法との関係については、公正取引委員会において整理の必要性の有無が検討され、必要な場合は、同委員会において議論が行われる。

115 【参考2】適正取引ガイドライン（卸売分野等の抜粋）

116 II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

117 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

118 (3) 卸電力市場の透明性

119 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

120 ○ 法令遵守体制の構築

121 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

122 ③ 相場操縦

123 卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

124 ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと

125 ○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと

126 ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）

127 上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。

128 ○ 市場の終値を自己に有利なものとすることを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引

129 ○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとすることを目的として変動させる行為

130 ○ 他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為

131 ○ 市場相場をつり上げる又はつり下げる目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）

132 ○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること

133 ○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）

153 **3. 事前的措置（上乗せ措置）について**

154 事前的措置としては、大きな市場支配力を有する事業者（地域間連系線の分断等が  
155 生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む）に対して、  
156 競争的な市場において取るであろう行動を常に取るよう求めることが適當と考えら  
157 れる。また、このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ  
158 以外の事業者においても望ましいものと考えられる。

159 したがって、適正取引ガイドラインにおいて、需給調整市場における「望ましい行  
160 為」として以下の内容を規定し、その詳細を記載した「需給調整市場ガイドライン」  
161 を別途制定するとともに、大きな市場支配力を有する事業者に対して、それを遵守す  
162 るよう要請することが適當である。<sup>5</sup>

163 （「需給調整市場ガイドライン」の詳細及び、その遵守を要請する対象となる市場支  
164 配力を有する事業者の詳細については、以下4. 以降において記述）

165 **需給調整市場において望ましい行為（案）**

- 167 需給調整市場に対する信頼を確保する観点から、市場相場を人為的に操作する  
168 行為を確実に防止することが重要であり、各事業者は、調整力の $\Delta \text{kW}$  価格及び  
169  $\text{kWh}$  価格の入札（登録）においては、競争的な市場において合理的な行動となる  
170 價格で入札（登録）を行うことが望ましい。

171 なお、その詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること。

173 なお、望ましい行為として規定する「競争的な市場において合理的な行動」は、市  
174 場相場を変動させることを目的としていないとみなされることから、それを遵守して  
175 いる限りにおいては、確実に、業務改善命令等の対象とはならない。すなわち、セー  
176 フハーバーとなる。

177 他方で、事前的措置を遵守しなかったことをもって直ちに業務改善命令等の対象と  
178 なるものではなく、上述で整理した業務改善命令等の対象となり得る行為（市場相場  
179 を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行するこ  
180 と又は実行しないこと）を踏まえ、それに該当するかどうか等を考慮した上で判断さ  
181 れることとなる。

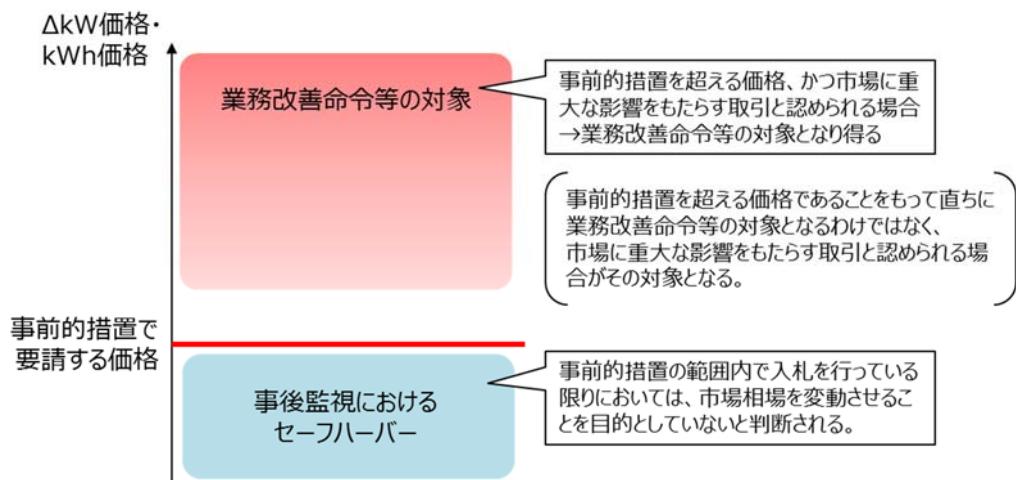
182

---

<sup>5</sup> 適正取引ガイドラインの卸売分野等のうちベースロード市場、容量市場についても、入札の実施  
に関する詳細を「ベースロード市場ガイドライン」、「容量市場における入札ガイドライン」として  
別途整理している。

183

【図表 3】事前の措置・セーフハーバーと業務改善命令等との関係性について



184

※kWh価格については、上げ調整の場合を示しており、下げ調整の場合は、価格の大小関係が逆転する点に留意。

185

#### 4. 事前の措置の詳細について

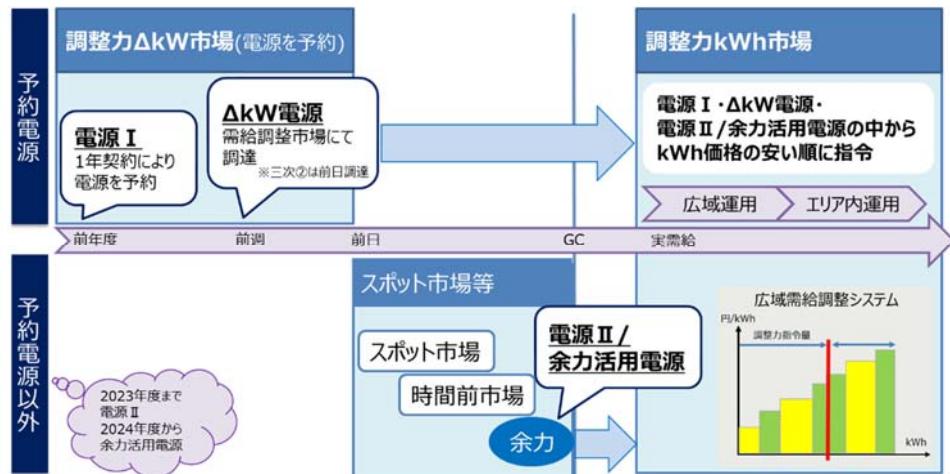
187 需給調整市場では、発電事業者等が電源等を供出し、一般送配電事業者は、調整力と  
188 して最低限必要な量の電源等を事前に調達（予約）する（当面は、調整力公募による電  
189 源Ⅰの調達も併存）。（調整力  $\Delta \text{kW}$  市場）

190 その後、実需給断面において、予約確保した電源等に加え、スポット市場等で約定し  
191 なかった余力活用電源<sup>6</sup>（当面は電源Ⅱ）も含めた中から、kWh 価格の安い順に稼働指令  
192 される。（調整力 kWh 市場）

193 以上のように、需給調整市場には調整力の調達と運用の 2 つの市場があるため、需給  
194 調整市場の事前の措置の詳細については、調整力  $\Delta \text{kW}$  市場（調達）と調整力 kWh 市場（運  
195 用）のそれぞれについて、整理を行う必要がある。

196

<sup>6</sup> 余力活用電源には、容量市場で kW 価格の支払いを受けるリクワイアメントとして、GC 後の余力を一般送配電事業者が活用できることとする「余力活用契約」を締結する電源等が含まれる。

【図表 4】調整力  $\Delta$ kW 市場と調整力 kWh 市場の全体像

#### 200 4－1. 調整力 kWh 市場における事前的措置の詳細

##### 201 (1) 調整力 kWh 市場の概要

202 調整力 kWh 市場は、ゲートクローズ後（実需給 60 分前、以下「GC 後」という。）に  
203 一般送配電事業者が、時間内変動やインバランスに対応するため、メリットオーダー<sup>7</sup>  
204 で調整力を運用する市場である（pay as bid 方式のため、発電事業者等が GC までに  
205 登録した kWh 価格が精算単価となる）。

206 調整力 kWh 市場での調整力の運用には、一般送配電事業者が事前に確保した予約電  
207 源と GC 後の余力を活用する余力活用電源（当面は電源 II）が用いられ、2021 年度以  
208 降、以下のような運用が行われる。

##### 210 【2021 年度以降の調整力の運用について】

211 ①各一般送配電事業者が実需給の 20 分前までに予測したインバランス量について  
212 は、広域需給調整システム（以下「KJC」という。）により北海道から九州までの  
213 9 エリア分<sup>7</sup>が集計され、全エリアの調整力を kWh 価格の安いものから活用し  
214 て対応。（広域メリットオーダー）<sup>8</sup>

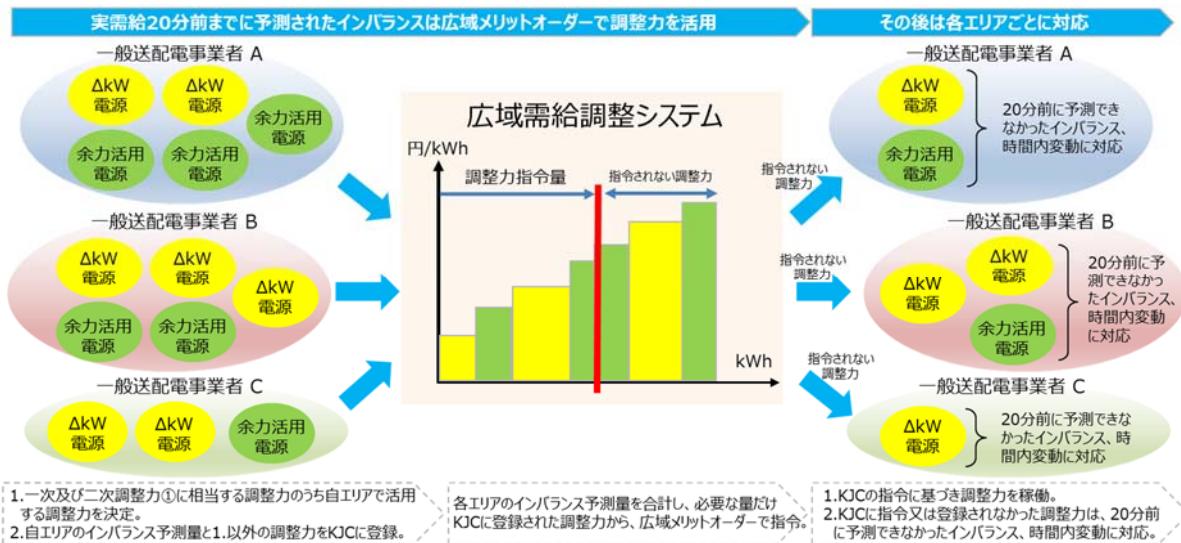
215 ②その後、実需給断面における、20 分前に予測できなかったインバランスや時間  
216 内変動への対応は、各エリアごとに自エリアの調整力を用いて対応。（エリアご  
217 とのメリットオーダー）

<sup>7</sup> 沖縄は系統が独立しているため、調整力の広域運用は行われない。

<sup>8</sup> 2022 年度以降のインバランス料金は、基本的に KJC で指令された調整力の限界的な kWh 価格が引用される。

219

【図表 5】2021 年度以降の調整力の運用について



220

221

222 このように、2021 年度以降の調整力の運用では、地域間連系線に空きがある状況においては、9 エリアから登録された調整力を kWh 価格の安い順に稼働させる（広域メリットオーダー）。すなわち、こうした場合には、旧一般電気事業者（発電・小売）（以下「旧一電」という。）を中心に、調整力 kWh 価格による競争が期待される。

226 ただし、一部のケースでは、以下のように、競争が限定的となる場合も引き続き発生する。

- 228 • いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生する  
229 と見込まれ、その場合には、それをまたいだ調整力の広域運用は行われない。
- 230 • KJC で対応できなかつたインバランスへの対応や時間内変動への対応について  
231 は、各エリアごとにエリア内の調整力で対応される。

232

## (2) 調整力 kWh 市場の事前的措置の詳細

234 上述のとおり、調整力 kWh 市場では、2021 年度以降も、競争が限定的となる場合が  
235 発生すると見込まれ、こうした場合における市場支配力を行使した価格つけ上げ等を  
236 より確実に防止することが必要である。そのため、前述のとおり、大きな市場支配力  
237 を有する蓋然性が高い事業者に対し、競争的な市場において合理的な行動となる価格  
238 で調整力 kWh 価格を登録するよう求めることが適当と考えられる。

239 この措置を実効性のあるものとするためには、どのような価格が「競争的な市場に  
240 おいて合理的な行動となる価格」となるかを明確化することが重要となるが、調整力  
241 kWh 価格の精算は、pay as bid 方式とされていることから、それを一義的に決めるこ  
242 とは難しい。

243 したがって、具体的な措置としては、大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業  
244 者に対し、以下を要請することが適當である。

245 各電源等の kWh 価格の登録は、次の式を満たすようにすること

246 上げ調整の kWh 価格  $\leq$  当該電源等の限界費用 + 一定額

247 下げ調整の kWh 価格  $\geq$  当該電源等の限界費用 - 一定額

248 ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費  
249 回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）

250 なお、この式において、「限界費用」、「当該電源等の固定費回収のための合理的な額」  
251 及び「一定割合」については、以下の通りである。

### 253 ① 「限界費用」について

254 電源等のうち、通常の火力発電については、限界費用は燃料費等であることは明  
255 確であるが、揚水発電、一般水力（貯水式）、DR（需要抑制）などの限界費用が明確  
256 でないと考えられる電源等については、以下のように整理する。

257 （揚水発電、一般水力、DR 等の場合の限界費用の考え方）

258 - 「機会費用を含めた限界費用」とする。

259 限界費用には、揚水運転や一般水力における貯水の減少による火力の炊き増  
260 し等の代替電源の稼働コストを含む。

261 「機会費用」とは、貯水の制約による市場での販売量減少による逸失利益、  
262 DR による生産額の減少等があり得る。

263 - その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適  
264 用する。

265 - 監視においては、これらの考え方を示す根拠資料の提出を求め、登録 kWh 価  
266 格が合理的でない場合は修正を求めるなどの対応を行う。（事前・事後）

### 267 ② 「固定費回収のための合理的な額」について

268 固定費回収のための合理的な額は、以下のとおり、当該電源等の当年度分の固定費  
269 から他市場で得られる収益を差し引いた額から算出するものとする。

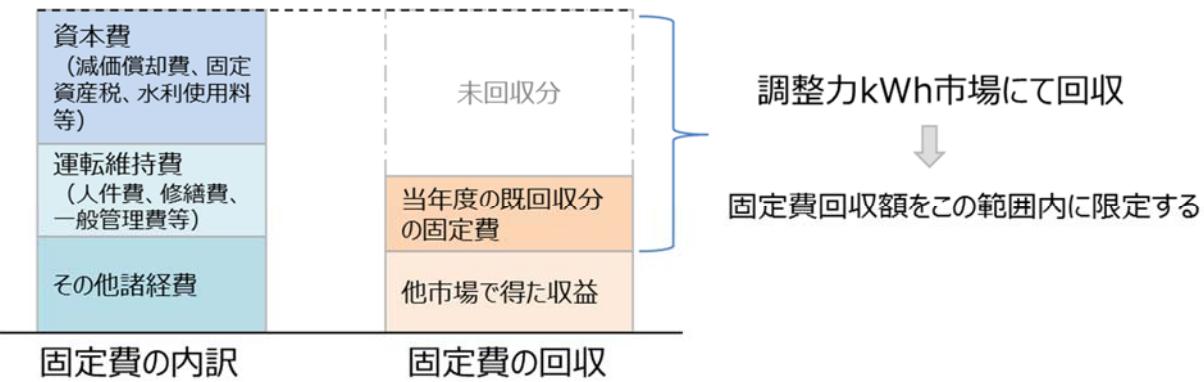
270 固定費回収のための合理的な額(円/kWh)

271 = {①電源等の固定費(円/kW・年) - ②他市場で得られる収益(円/kW・年) }

272 ÷ ③想定年間稼働時間(h)

273 なお、不自然な入札価格があれば、当該事業者の固定費回収額の考え方や稼働見込  
274 みを聴取し、その後の入札価格を定期的にモニタリングし、不整合がないかの監視を行  
275 う。

276 【図表 6】需給調整市場における電源等の固定費回収額の合理的な考え方



277 ③「一定割合」について

278 当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、限界費用に、「限界費用(円/kWh)×10%程度」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録することとする。

279 なお、当該一定額の割合については、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

280 **(3) 事前的措置の対象とする事業者の範囲**

281 後述①～③に記載した考え方に基づき、2021 年度においては、以下に該当する事業者を事前的措置の対象とする。

- 282 ● 以下の各市場において、2020 年度の電源 I・II の発電容量を基に算出した市場シェアが 20%以上である事業者
  - 283 6～9月 : a. 北海道
  - 284 b. 東京、東北
  - 285 c. 中部、北陸、関西、中国、四国、九州
- 286 10～5月 : a. 北海道
- 287 b. 東京、東北
- 288 c. 中部、北陸、関西、中国、四国
- 289 d. 九州

290 なお、2022 年度以降については、需給調整市場の取引状況や KJC の運用状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

299

## 300 ①考え方

301 地域間連系線の分断状況など調整力 kWh 市場の状況はコマごと・日ごと・季節ごと  
302 に変化することから、事前的措置の対象となる事業者をどのような期間ごとに特定す  
303 るかが論点となるが、事前的措置はあくまで上乗せ措置であること及びその実務的な  
304 負担を考慮すると、当面は、月単位で対象事業者を特定することが合理的と考えられ  
305 る。また、季節ごとの地域間連系線の分断状況については、1～2年で大きく変化す  
306 ることはないと考えられることから、月単位で対象事業者を特定することとした場合  
307 には、直近の年度の分断実績等を用いてその事業者を特定することで十分な合理性が  
308 あると考えられる。

309 この考えにより、2021 年度において事前的措置の対象とする事業者については、直  
310 近の年度における月単位の市場分断や市場シェアの実績に基づき、2021 年度の需給調  
311 整市場において大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業者を特定し、それを対象  
312 とすることが適当である。具体的には、以下②及び③のとおり整理する。

313

## 314 ②市場（地理的範囲）の画定

315 調整力 kWh 市場では、運用時点で地域間連系線の空容量がゼロの場合には、調整力  
316 の広域運用ができなくなるため、市場が分断される。したがって、大きな市場支配力  
317 の有無を評価するための市場（地理的範囲）の画定は、本来は KJC の運用時点における  
318 市場分断の実績を踏まえて判断することが適当である。しかしながら、KJC の 9 エ  
319 リア本格運用は 2021 年度からであるため、現時点ではそのデータが存在しない。この  
320 ため、2021 年度は GC 時点における分断の実績を用いて評価することとする。

321 直近のデータとして 2019 年度の分断実績を月別に整理したところ、図表 7 のとお  
322 りであった。北海道－東北間及び東京－中部間は年間を通して分断発生割合が高いこ  
323 とを踏まえると、市場（地理的範囲）の画定は、東日本エリアと西日本エリアを区分  
324 し、更に北海道は単独エリアとするのが適当である。また、九州から中国方向につい  
325 て、太陽光発電の高稼働や需要の季節変動の影響により、秋から春にかけて分断発生  
326 割合が高いことから、九州については、6～9 月は西日本と一体とし、それ以外は九  
327 州単独とするのが適当である。

328 以上を踏まえ、2021 年度における事前的措置の対象を検討するための市場画定（地  
329 理的範囲）は図表 8 のとおりとする。<sup>9</sup>

---

<sup>9</sup> 地域間連系線の方向も考慮した地理的範囲の画定を行うことも考えられるが、今回の予約電源以

330

【図表7】2019年度のGC時点における月別の地域間連系線の分断割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
北海道→東北	0.3%	3.4%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.5%
東北→北海道	30.0%	1.6%	22.6%	69.1%	17.3%	89.0%	27.4%	42.6%	54.4%	74.1%	74.9%	63.8%	47.1%
東北→東京	1.0%	0.0%	3.1%	5.4%	1.7%	0.0%	1.1%	3.3%	0.8%	0.7%	6.1%	27.2%	4.2%
東京→東北	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東京→中部	3.4%	3.4%	2.4%	0.3%	0.0%	0.0%	2.1%	2.9%	0.9%	0.7%	0.4%	7.5%	2.0%
中部→東京	74.7%	66.9%	66.0%	67.7%	88.7%	68.5%	69.8%	68.1%	64.0%	51.5%	60.7%	92.9%	70.0%
中部→関西	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
関西→中部	0.0%	2.6%	1.0%	0.2%	0.0%	0.3%	1.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	0.5%
中部→北陸	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%	0.1%	0.9%	43.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%
北陸→中部	0.0%	4.4%	4.4%	0.0%	0.0%	0.8%	43.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	4.5%
北陸→関西	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関西→北陸	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関西→中国	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中国→関西	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関西→四国	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	1.7%	0.3%
四国→関西	0.0%	0.0%	60.8%	89.2%	98.5%	96.1%	91.1%	94.9%	83.2%	39.1%	37.6%	27.4%	59.9%
中国→四国	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
四国→中国	0.0%	1.7%	0.8%	2.4%	3.0%	0.3%	0.3%	5.8%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
中国→九州	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
九州→中国	10.3%	10.1%	0.5%	2.4%	11.0%	5.9%	19.2%	25.6%	16.2%	37.0%	25.5%	31.3%	16.3%

331

332

※四国→関西は、分断発生割合が高いが、フェンス潮流が機能するため、地理的範囲の検討において、四国エリアを西日本と切り離し別エリアとすることは不要と考えられる。中部↔北陸の10月の分断発生割合が高いのは、地域間連系線の点検工事等の影響によるもの。

333

334

335

336

【図表8】2021年度の事前的措置の対象を検討するための市場画定（地理的範囲）

337

6～9月：北海道/東日本/西日本 10～5月：北海道/東日本/西日本/九州



338

339

340

### ③事前的措置の対象とする事業者の範囲

341

342

343

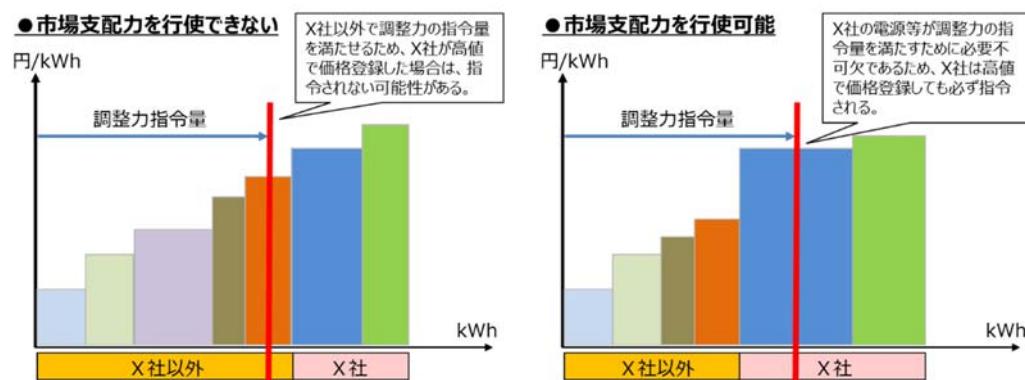
諸外国の例を見ると、大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業者を特定する方法として、市場シェアから判断する方法と Pivotal Supplier Index (以下「PSI」という。) を用いて判断する方法が適用されている。

外の kWh 価格の事前的措置は、上げ調整力と下げ調整力を互いに関連させた措置として捉えている。例えば、固定費回収が済んだ電源等に「限界費用×一定割合」の上乗せを措置しているのは、固定費回収後は限界費用での入札となり、基本的にそれ以上の利潤を得ることができなくなること等を理由にしている。このため、上げ調整価格と下げ調整価格のいずれかで自由な価格登録が可能であるなら、当該電源等に上記の上乗せを措置する合理性はなくなる。したがって、今回の地理的範囲の検討においては、連系線の方向は考慮しない方が制度運用上わかりやすいものと考える。

- 344 ● 諸外国のうち、PJM（米国）、CAISO（米国）では、リアルタイム市場（調整力 kWh  
 345 市場）において入札価格上限規制を導入しており、その適用においては Three  
 346 Pivotal Supplier Test を実施している。また、ERCOT（米国）では、発電容量  
 347 ベースで 20%以上のシェアをもつ事業者に対して、設備の所有制限及び市場支  
 348 配力抑制計画の策定を義務づけている。ERCOT における市場シェア 20%の基準は、  
 349 FERC（米国連邦エネルギー規制委員会）が示した基準を引用しているものと考  
 350 えられる。
- 351 ● FERC の order816（2015 年 10 月公表）では、市場支配力を測る指標として、市  
 352 場シェアと PSI を用いている。市場シェア 20%以上又は年間ピーク需要に対し  
 353 pivotal であることのいずれかに該当する事業者は、市場支配力を有すると認  
 354 定され、コストベースでの入札が求められる。また、認定された事業者は FERC  
 355 により公表される。
- 356 ● 欧州（EU 加盟国）においては、需給調整市場における不適正な取引の防止につ  
 357 いては、REMIT<sup>10</sup>及び各国の国内法に基づき、ACER（エネルギー規制機関協力庁）  
 358 及び各国の国家規制機関（NRA）による事後的規制で対応されており、事前の措  
 359 置を設定している事例は確認できなかった。

### 【参考 3】Pivotal Supplier Indexについて

- 361 ● PSI は、需要を満たすために、ある発電事業者等の供給力が不可欠かどうかを測る指標。あ  
 362 る発電事業者等の供給力を除いた市場全体の供給力が、市場全体の需要よりも小さい場合、  
 363 当該事業者は高値入札を行っても確実に限界電源となることができるため、価格操縦が可  
 364 能となる。



<sup>10</sup> Regulation on Energy Market Integrity and Transparency。2011 年 10 月に EU が制定したエ  
 ネルギー市場における価格透明性や市場監視の枠組みを整備する規制。ACER が詳細設計を行っている。

需給ひつ迫時など活用できる調整力の数が少なくなる場合には、小規模な事業者であっても市場支配力を行使可能となることがあり得ることから、PSI を用いる方法の方が精緻な分析が可能と考えられるが、事前的措置はあくまで上乗せ措置であり、2021 年度については過去の分断状況等を踏まえて月ごとに対象事業者を特定することとしたことを踏まえると、市場シェアに基づいて特定する方法が適当であると考えられる。

以上を踏まえ、2021 年度においては、事前的措置の対象とする事業者の範囲として設定する評価指標には市場シェア<sup>11</sup>を用いることとし、その基準値については、米国の事例を参考に調整力の市場シェア 20%を基準とする（図表 9 参照。赤枠が事前的措置の対象外となる事業者）。

なお、2022 年度以降の事前的措置の対象とする事業者の範囲については、需給調整市場の取引状況や KJC の運用状況等を基に、改めて今後検討を行う。

【図表 9】2020 年度の電源 I・II の市場シェア（地理的範囲別）

**6月～9月：**

- a. 北海道
- b. 東京・東北
- c. 中部・北陸・関西・中国・四国・九州

事業者	シェア
a 北海道電力	100%
b 東京電力	70.0%
東北電力	23.1%
電源開発	6.5%
その他	0.4%
c 中部電力	33.0%
関西電力	26.6%
九州電力	16.4%
中国電力	10.9%
北陸電力	6.8%
四国電力	5.1%
電源開発	1.1%
その他	0.1%

**10月～5月：**

- a. 北海道
- b. 東京・東北
- c. 中部・北陸・関西・中国・四国
- d. 九州

事業者	シェア
a 北海道電力	100%
b 東京電力	70.0%
東北電力	23.1%
電源開発	6.5%
その他	0.4%
c 中部電力	39.5%
関西電力	31.9%
中国電力	13.0%
北陸電力	8.2%
四国電力	6.1%
電源開発	1.3%
その他	0.1%
d 九州電力	100%

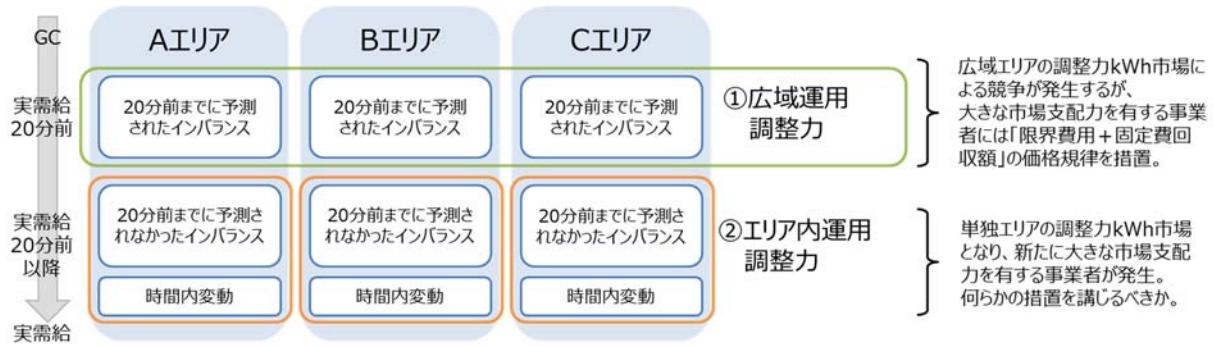
#### （4）調整力のエリア内運用における価格つり上げ等への対応について

先述のとおり、調整力の運用において、KJC で対応できなかったインバランス予測誤差や時間内変動については、各一般送配電事業者のエリア毎に、エリア内の調整力（KJC に登録及び指令されなかった調整力）を用いて対応することとされている（エリア内運用）。このため、広域運用では大きな市場支配力を有しなかった事業者が、エリア内運用では大きな市場支配力を有することがあり得る。

<sup>11</sup> 市場シェアの分析に当たっては、ERCOT のケースと同様に発電容量で評価をすることとし、具体的には、調整力 kWh 市場は、2021 年度は、電源 I・II、三次調整力②が参入することから、2020 年度の電源 I・II の発電容量を基に分析する（2020 年度時点では三次調整力②は存在しない）。

391

【図表 10】調整力のエリア内運用における大きな市場支配力の発生



392

このため、広域運用において大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に加えて、各一般送配電事業者のエリアにおいて大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者についても事前の措置を適用すべきという考え方もあり得る。

しかしながら、実需給 20 分前までのインバランスの予測精度が高ければ、エリア内運用調整力の稼働量は小さい<sup>12</sup>。また、エリア内で稼働した調整力については、2022 年度以降のインバランス料金の算定には引用されないこととされており、その価格が系統利用者に与える影響は限定的である。

こうしたことから、調整力のエリア内運用における市場支配力を行使した価格つけ等の防止については、当面は事前の措置とせず事後監視で対応することとし、事前の措置を適用すべきかどうかは、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて検討することとする。

404

#### (5) 予約電源の kWh 価格の登録について

予約電源については、事前に調整力  $\Delta \text{kW}$  市場を通じて調達され、既に  $\Delta \text{kW}$  の収入を得ているものであることなどから、当面は、上述（2）にかかわらず、全ての事業者について、その登録 kWh 価格は「限界費用又は市場価格」以下とすることが適当であり、 $\Delta \text{kW}$  の契約においてそれを明確化することとする。<sup>13</sup>

なお、予約電源の登録 kWh 価格に引用する市場価格については、電気の価値を反映するという観点では、実需給に近い時間前市場の価格を引用するのが適当である

<sup>12</sup> 特に 2023 年度以降は、KJC の演算周期が 15 分周期（実需給 20 分前までのインバランス予測）から、5 分周期（実需給 11 分前までのインバランス予測）に精緻化されるため、エリア内運用調整力の稼働量が減ることとなる。

<sup>13</sup> その他、調整力  $\Delta \text{kW}$  市場と調整力 kWh 市場の両方の価格設定を自由とした場合、入札行動が複雑となり事後監視のコストが増大することといった理由がある。また、このような仕組みとすることにより、 $\Delta \text{kW}$  価格に薄い利潤だけ乗せ、固定費回収という名目で最初から高い kWh 価格を登録し続ける（運用に貢献しない）行為を防止可能となる。

412 が、取引価格のぶれや価格操作を抑制できる方が望ましいことや、需給調整市場の  
413 取引参加者にとって参照が容易であることなどを踏まえ、「時間前市場の約定価格の  
414 平均値」<sup>14</sup>を参照して、市場価格の登録を行う<sup>15</sup>。

## 416 4－2. 調整力ΔkW 市場における事前的措置の詳細

### 417 (1) 調整力ΔkW 市場の概要

418 需給調整市場における調整力ΔkW 市場においては、応動時間等の要件毎に、一次調  
419 整力、二次調整力①、三次調整力②、三次調整力①及び三次調整力②の5つの商品が  
420 設けられ、三次調整力②以外は週間調達により週一回の入札、三次調整力②は前日調  
421 達により毎日入札が行われ、全国大<sup>16</sup>でΔkW 価格が安い入札から順に約定される(pay  
422 as bid 方式のため、入札価格が約定価格となる)。

423 2021年度以降、三次調整力②から需給調整市場による広域調達が開始されることか  
424 ら、調整力ΔkW 市場においても、旧一電を中心とする複数の参加者による競争が期待  
425 されるが、以下のように、競争が限定的となる場合も多く発生すると見込まれる。

- 426 • 当面(少なくとも2023年度まで)、各一般送配電事業者がそのエリアごとに調  
427 達する電源I公募の仕組みが継続されること。
- 428 • 三次調整力②から順次調整力の広域調達が開始されるが、それに割り当てられ  
429 る地域間連系線の容量はスポット市場への影響を考慮して設定されることから、  
430 空き容量の小さい連系線において、調整力ΔkW 市場の市場分断が発生すると見  
431 込まれること。

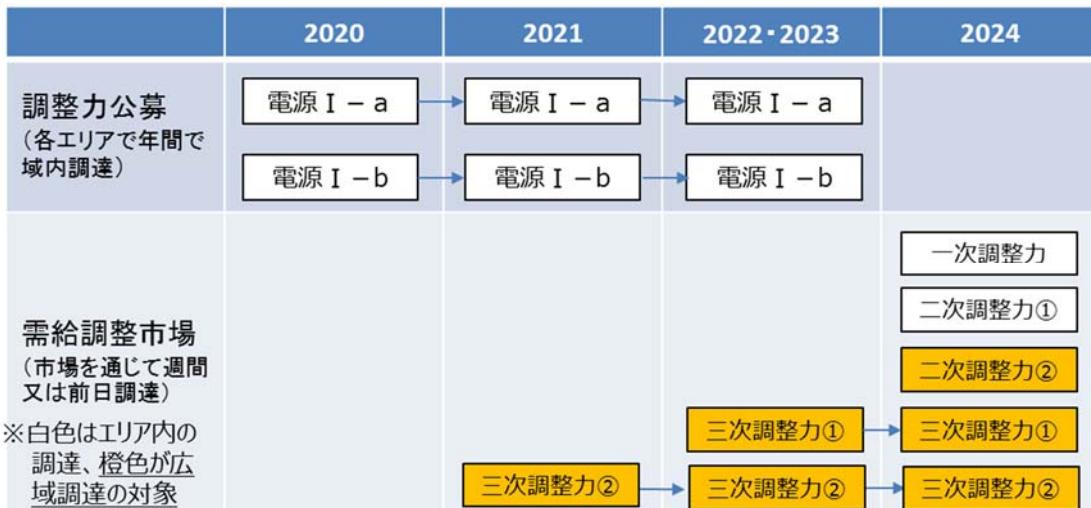
<sup>14</sup> 時間前市場では、取引参加者は常時、最高価格、最低価格、平均価格(取引量による加重平均)等を確認でき、これらは約定が発生する毎に更新される。ただし、全国大での情報のため、分断が発生している場合に分断エリア毎の情報が確認できるわけではない。

<sup>15</sup> 時間前市場と調整力kWh 市場のいずれも取引(登録)期限がGCまでであり、参照する市場価格は見込みにならざるを得ないため、市場価格の登録が適切かどうかは、事後的に確認する。

<sup>16</sup> 地域間連系線が分断した場合は、分断したエリア毎の調達となる。

433

【図表 11】調整力公募から需給調整市場への移行



434

435

【参考 4】需給調整市場における商品の要件

	一次調整力	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②
英呼称	Frequency Containment Reserve (FCR)	Synchronized Frequency Restoration Reserve (S-FRR)	Frequency Restoration Reserve (FRR)	Replacement Reserve (RR)	Replacement Reserve-for FIT (RR-FIT)
指令・制御	オフライン (自端制御)	オンライン (LFC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン
監視	オンライン (一部オフラインも可※2)	オンライン	オンライン	オンライン	専用線：オンライン 簡易指令システム：オンライン
回線	専用線※1 (監視がオフラインの場合は不要)	専用線※1	専用線※1	専用線※1	専用線 または 簡易指令システム
応動時間	10秒以内	5分以内	5分以内	15分以内※3	45分以内
継続時間	5分以上※3	30分以上	30分以上	商品ブロック時間(3時間)	商品ブロック時間(3時間)
並列要否	必須	必須	任意	任意	任意
指令間隔	- (自端制御)	0.5～数十秒※4	1～数分※4	1～数分※4	30分
監視間隔	1～数秒※2	1～5秒程度※4	1～5秒程度※4	1～5秒程度※4	1～30分※5
供出可能量 (入札量上限)	10秒以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のGF幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のLFC幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	15分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	45分以内に 出力変化可能な量 (オンライン(簡易指令 システムも含む)で調整 可能な幅を上限)
最低入札量	5MW (監視がオンラインの場合は1MW)	5MW※1,4	5MW※1,4	5MW※1,4	専用線：5MW 簡易指令システム：1 MW
刻み幅 (入札単位)	1kW	1kW	1kW	1kW	1kW
上げ下げ区分	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ

※1 簡易指令システムと中給システムの接続可否について、サイバーセキュリティの観点から国で検討中のため、これを踏まえて改めて検討。

※2 事後に数値データを提供する必要有り（データの取得方法、提供方法等については今後検討）。

※3 沖縄エリアはエリア固有事情を踏まえて個別に設定。

※4 中給システムと簡易指令システムの接続が可能となった場合においても、監視の通信プロトコルや監視間隔等については、別途検討が必要。

※5 30分を最大として、事業者が収集している周期と合わせることも許容。

436

437

## (2) 電源 I の公募における事前的措置

439

現状、調整力公募における電源 I の入札では、旧一電各社は、「固定費+事業報酬相当額」を基準として各電源等の入札価格を設定している。

441

2021 年度以降も、一般送配電事業者のエリアごとに調達される電源 I 公募の仕組みは継続することとされており、各エリアともそのエリアの旧一電以外の参加者は限定的と考えられる。こうしたことから、2021 年度以降の電源 I 公募においても、旧一電各社に対し、これまでと同様、「固定費+事業報酬相当額」を基準として各電源等の入

445 札価格を設定するよう要請する。

446

### 447 (3) 調整力 $\Delta$ kW 市場における事前的措置

448 上述のとおり、2021 年度以降開始される需給調整市場の調整力 $\Delta$ kW 市場において  
449 も、競争が限定的となる場合が発生すると見込まれる。こうした場合における市場支  
450 配力を行使した価格のつり上げ等をより確実に防止するため、大きな市場支配力を有  
451 する蓋然性が高い事業者に対し、競争的な市場において合理的な行動となる価格で調  
452 整力 $\Delta$ kW 価格を登録するよう求めることが適当と考えられる。

453 具体的な措置としては、調整力 $\Delta$ kW 市場も調整力 kWh 市場と同様 pay as bid 方式  
454 であることを踏まえ、大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業者に対し、以下を  
455 要請することが適当である。

456 各電源等の $\Delta$ kW 価格の登録は、次の式を満たすようにすること

$$457 \Delta \text{kW 価格} \leq \text{当該電源等の逸失利益 (機会費用)} + \text{一定額}$$

458 ここで、一定額=当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費  
459 回収が済んだ電源等については、一定額=限界費用×一定割合）

460 なお、この式において、「逸失利益 (機会費用)」、「当該電源等の固定費回収のため  
461 の合理的な額」及び「一定割合」については、以下の通りとする。

#### 463 ① 「逸失利益 (機会費用)」について

464  $\Delta$ kW を需給調整市場に供出する電源は、基本的には、以下の形で確保されると考  
465 られることから、これらを逸失利益 (機会費用) の基本的な考え方とする<sup>17</sup>。

467 (逸失利益 (機会費用) の考え方)

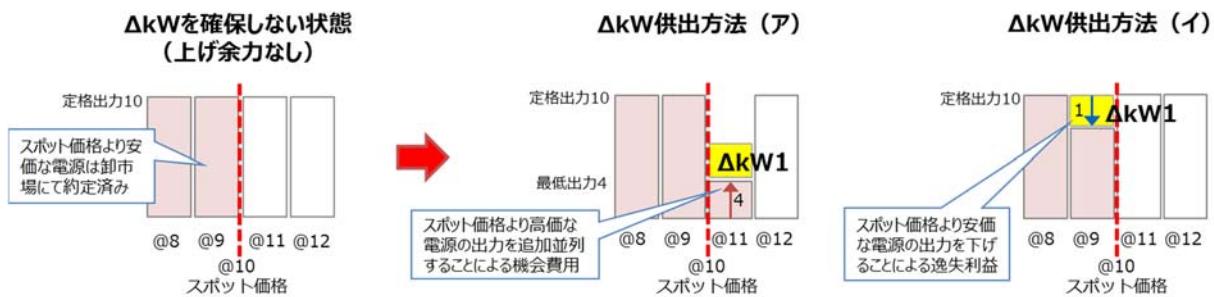
468 (ア) 卸電力市場価格 (予想) よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し $\Delta$ kW  
469 を確保する場合

470 →この場合、当初の計画では起動しなかった電源であるため、その起動費や最  
471 低出力までの発電量について、卸電力市場価格 (予想) と限界費用との差額  
472 の機会費用が発生

17 監視において限界費用や予想した卸電力市場価格等の根拠資料の提出を求め、 $\Delta$ kW 価格が合理  
的でない場合は、修正を求めるなどの対応をする。

474 (イ)卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出  
475 する計画だった電源の出力を下げる  $\Delta \text{kW}$  を確保する場合  
476 →この場合、 $\Delta \text{kW}$  で落札された分は卸電力市場で応札できなくなるため、その  
477 分の発電可能量 (kWh) について、卸電力市場価格（予想）と限界費用との差  
478 額の逸失利益が発生

479 【図表 12】調整力  $\Delta \text{kW}$  市場に供出する電源の  $\Delta \text{kW}$  確保の考え方



## 480 ②「固定費回収のための合理的な額」について

481 固定費回収のための合理的な額の考え方とは、調整力 kWh 市場と同様に、以下のとおり、当該電源等の当年度分の固定費から他市場で得られる収益（需給調整市場での既回収分も含む）を差し引いた分とする。

482 固定費回収のための合理的な額(円 /  $\Delta \text{kW}$ )

$$483 = \{ \text{①電源等の固定費(円/kW・年)} - \text{②他市場で得られる収益(円/kW・年)} \} \\ 484 \div \text{③想定年間約定ブロック数}$$

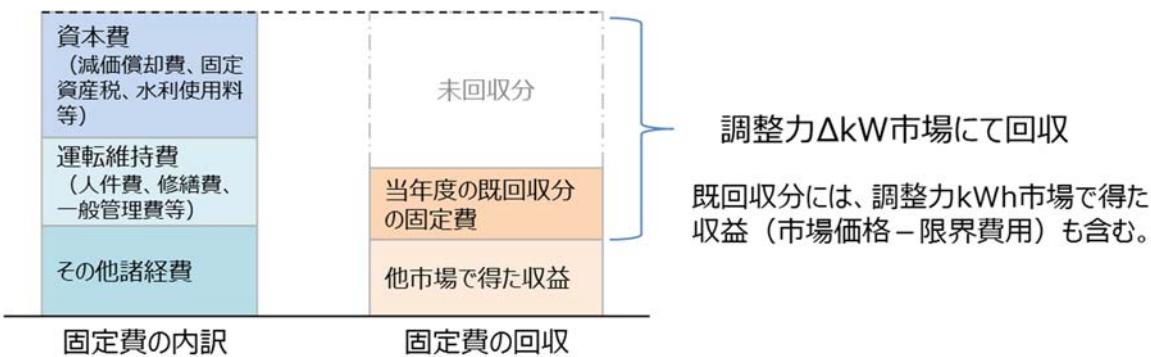
485 想定年間約定ブロック数=想定年間予約時間 ÷ 3 時間

486 また、予約電源が、調整力 kWh 市場において、kWh 価格を市場価格で登録すること  
487 により、「市場価格 - 限界費用」分の収益が発生した場合は、当該収益についても当年  
488 度分の固定費の既回収分とする。

489 なお、不自然な入札価格があれば、当該事業者の固定費回収額の考え方等を聴取し、  
490 その後の入札価格を定期的にモニタリングし、不整合がないかの監視を行う。

496

【図表 13】需給調整市場における電源等の固定費回収額の合理的な考え方



497

498

499

### ③「一定割合」について

500

501

502

503

当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、調整力  $\Delta \text{kW}$  市場に供出するインセンティブの確保等を考慮し、逸失利益（機会費用）に、予約電源の想定稼働率を踏まえた以下の考え方による一定額を上乗せした範囲内で  $\Delta \text{kW}$  価格を登録することを求める。

504

505

なお、当該一定額の割合については、調整力 kWh 市場と同様に市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。

506

507

$$\begin{aligned} \text{一定額(円/}\Delta \text{kW)} &= \text{限界費用(円/kWh)} \times 10\% \times \Delta \text{kW 約定量} \times \text{電源 I の平均稼働率} \\ &\quad (5\%) \times \text{約定ブロック (3時間)} \end{aligned}$$

508

509

510

511

※限界費用が市場価格より高く、 $\Delta \text{kW}$  価格を起動費等の実コストで登録している場合は、起動費等に一定額を上乗せ。限界費用が市場価格より低く、 $\Delta \text{kW}$  価格を卸電力市場との逸失利益で登録している場合は、一定額には逸失利益を含むものとし、一定額と逸失利益のいずれか高い方を上限とする。

512

513

### ④DR の入札価格について

514

515

516

517

DR については、これまでの調整力公募（電源 I'）結果の分析によると、応札価格（kW 価格）の考え方として、DR の体制整備に係る人件費、システム構築費用、需要抑制指令に対応するための需要家の待機費用等を基に算定しているケースがあったが、事業者によって考え方方が異なるため、一律に整理することが困難な面がある。

518

519

520

他方で、上記のケースを今回の調整力  $\Delta \text{kW}$  市場における価格規律に当てはめると、人件費、システム構築費用等が固定費、需要家の待機費用等が逸失利益に相当するものと考えることができる。

521

522

したがって、調整力  $\Delta \text{kW}$  市場における DR の入札価格については、この考え方を基本としつつ、監視において根拠資料の提出を求め、入札価格が合理的でない場合は、

523 修正を求めるなどの対応を行う。(事前・事後)

524

525 **(4) 事前的措置の対象とする事業者の範囲について**

526 調整力  $\Delta \text{kW}$  市場に参加する事業者と調整力  $\text{kWh}$  市場に参加する事業者は、ほぼ同じ  
527 と考えられることから、それぞれの市場の競争状態はほぼ同じと考えられる。また、  
528 調整力  $\Delta \text{kW}$  市場と調整力  $\text{kWh}$  市場の事前的措置の対象とする事業者が同じである方  
529 が、運用上もわかりやすい。

530 こうしたことを踏まえ、調整力  $\Delta \text{kW}$  市場における事前的措置の対象とする事業者は、  
531 前述した調整力  $\text{kWh}$  市場の事前的措置の対象と同一とすることが適当である。

532 **5. 需給調整市場において適正な取引を確保するための措置のまとめ**

533 上記 1. ~ 4.までの内容を整理すると下表のとおりであり、これらの詳細をまとめ  
534 た需給調整市場ガイドラインの概要については、以下のとおりとなる。

対象事業者	法的措置	上乗せ措置
大きな市場支配力を有する事業者	<p>「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」があった場合には、業務改善命令等で是正する（事後的措置）。</p> <p>これを明確化するため、適正取引ガイドラインに上述の行為が問題となる行為に該当することを明記する。</p>	<p>登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するよう要請（事前の措置）。</p> <p>具体的には、適正取引ガイドラインにおいて、「競争的な市場において合理的な行動となる価格で登録すること」を望ましい行為として記載した上で、大きな市場支配力を有する蓋然性が高い事業者にはそれを遵守することを要請する。</p> <p>その詳細は、需給調整市場ガイドラインに明記。</p> <p>●事前の措置の対象とする事業者の範囲</p> <p>2021 年度の事前の措置の対象となる事業者の範囲は、以下の各地理的範囲内において、電源 I、II の 2020 年度市場シェア 20% 以上となる事業者を対象</p> <p>【地理的範囲】</p> <p>6 ~ 9 月：北海道/東日本/西日本 10 ~ 5 月：北海道/東日本/西日本/九州</p> <p>※2022 年度以降については、直近の需給調整市場の取引状況や KJC の運用状況等を基に改めて今後検討を行う。</p> <p>●事前の措置の概要</p> <p>【調整力 kWh 市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①上げ調整 kWh 価格 ≤ 当該電源等の限界費用 + 一定額</li> <li>②下げ調整 kWh 価格 ≥ 当該電源等の限界費用 - 一定額</li> </ul> <p>【調整力 Δ kW 市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Δ kW 価格 ≤ 当該電源等の逸失利益（機会費用） + 一定額</li> </ul> <p>※一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）</p>
その他事業者		適正取引ガイドラインにおいて、「競争的な市場において合理的な行動となる価格で登録すること」を望ましい行為として記載し、それを促す。

535 ※予約電源の登録 kWh 価格は限界費用又は市場価格以下とする。

536 電源 I 公募の入札価格は、これまでと同様、「固定費 + 事業報酬相当額」を基準として設定する。

## 537 需給調整市場ガイドライン概要（案）

### 538 1. 調整力 kWh 市場

#### 539 (1) 予約電源

- 540 予約電源については、事前に市場を通じて調達され、既に  $\Delta \text{kW}$  の収入を得ているもので  
541 あることなどから、当面は、事前的措置の内容にかかわらず、全ての事業者についてそ  
542 の登録 kWh 価格は限界費用又は市場価格以下とし、 $\Delta \text{kW}$  の契約においてそれを明確化す  
543 る。

544 ※限界費用が明確でない電源等の限界費用の考え方、市場価格の考え方等も明記

#### 545 (2) 予約電源以外

- 546 調整力 kWh 市場における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市  
547 場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の kWh 価格の登録が、次の式を満た  
548 すようにすることをいう。

549 上げ調整の kWh 価格  $\leq$  当該電源等の限界費用 + 一定額

550 下げ調整の kWh 価格  $\geq$  当該電源等の限界費用 - 一定額

551 ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費回  
552 収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）

553 上記に該当する場合には、その価格は市場相場を変動させることを目的としていないと  
554 みなされ、それを遵守している限りにおいては、業務改善命令等の対象とはならない。

- 555 後述 3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前的  
556 措置として上記の kWh 価格で登録することを要請する。

557 ※固定費回収のための合理的な額の考え方、一定割合の考え方等も明記。

### 559 2. 調整力 $\Delta \text{kW}$ 市場

#### 560 (1) 電源 I

- 561 2021 年度以降も、エリアごとに調達される電源 I 公募の仕組みは継続することとされて  
562 おり、各エリアともそのエリアの旧一電（発電・小売）以外の参加者は限定的と考えら  
563 れることから、2021 年度以降の電源 I 公募においても、旧一電各社に対し、これまでと  
564 同様、「固定費 + 事業報酬相当額」を基準として各電源等の入札価格を設定するよう要請  
565 する。

#### 566 (2) $\Delta \text{kW}$ 電源

- 567 調整力  $\Delta \text{kW}$  市場における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市  
568 場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の  $\Delta \text{kW}$  価格の登録が、次の式を満た  
569 すようにすることをいう。

570  $\Delta \text{kW}$  価格  $\leq$  当該電源等の逸失利益（機会費用） + 一定額

571 ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額（当年度分の固定費回  
572 収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合）

573 上記に該当する場合には、その価格は市場相場を変動させることを目的としていないと  
574 みなされ、それを遵守している限りにおいては、業務改善命令等の対象とはならない。

576           ・後述3.で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、事前的  
577           措置として上記の $\Delta$ kW価格で登録することを要請する。  
578           ※固定費回収のための合理的な額の考え方、一定割合の考え方等も明記。

- 580       3. 大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者として前述1.(2)及び2.(2)の事  
581       前的措置の対象とする事業者の範囲  
582       (1) 地理的範囲の画定  
583        ・地理的範囲の画定方法の考え方を明記。  
584       (2) 事前的措置の対象とする事業者の範囲を設定する基準  
585        ・事前的措置の対象とする事業者の範囲を設定する分析手法及び基準の考え方を明記。

587       なお、需給調整市場開始後、本措置が適切に機能していない等の状況が見られた場合  
588       等においては、制度設計専門会合で議論の上、適時適切に見直しを行うこととする。

## 590     **6. 中長期的な検討事項等について**

### 591     **・需給調整市場における約定方式のあり方の検討**

592       調整力kWh市場の約定方式については、当面、低廉な需給運用を実施する観点から、  
593       入札価格を落札価格として精算する方式(pay as bid方式)が採用されることとされ  
594       ている。

595       他方で、2022年度以降のインバランス料金は、そのコマの電気の価値を表すものと  
596       することが適当であるという考え方から、原則、広域運用で指令した調整力の限界的  
597       なkWh価格を引用する(pay as cleared方式)こととされている。

598       調整力のkWh価格についても、本来は、全ての電源がそのコマの電気の価値で精算  
599       されるべきであり、また、インバランス料金と整合的であるべきであることから、pay  
600       as cleared方式が適当という考え方もある。<sup>18</sup>

601       需給調整市場の全商品が取引開始されるのは少なくとも2024年度以降であり、ま  
602       た、その運用に必要なシステムは既に開発が進んでいることである。以上のこと  
603       から、需給調整市場の取引状況や新たなインバランス料金の運用状況を注視し、調整  
604       力kWh市場の約定方式のあり方の検討を進めることとする。<sup>19</sup>

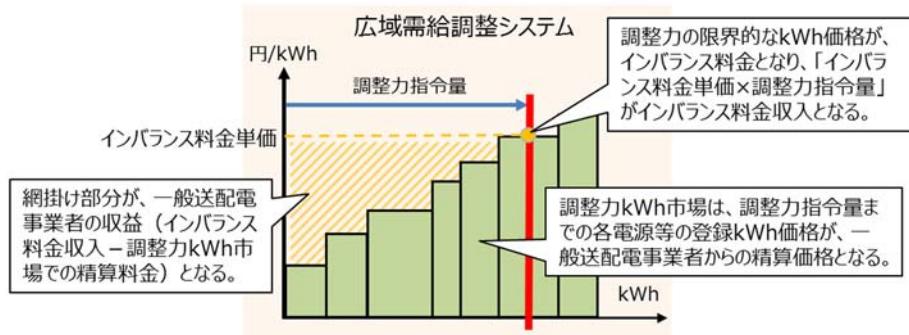
605  

---

<sup>18</sup> 例えば、あるコマの一般送配電事業者による上げ調整力の稼働と、BGによる余剰インバランス  
は、その時間、系統に同じ電気を流していることから、両者の電気の価値は等しくあるべきである。

<sup>19</sup> 調整力 $\Delta$ kW市場の約定方式についても、本来、 $\Delta$ kWの価値は電源等の種別によらず同じという  
考え方もあり得ることから、pay as cleared方式の導入を検討する余地があるのではないか。

606 【図表 14】調整力 kWh 市場の精算価格とインバランス料金との関係



607

608

609 (参考) これまでの審議経過

610	令和元年 12 月 17 日	第 44 回制度設計専門会合
611	令和 2 年 2 月 10 日	第 45 回制度設計専門会合
612	令和 2 年 5 月 18 日	第 47 回制度設計専門会合
613	令和 2 年 6 月 30 日	第 48 回制度設計専門会合
614	令和 2 年 9 月 8 日	第 50 回制度設計専門会合
615	令和 2 年 10 月 20 日	第 51 回制度設計専門会合
616	令和 2 年 12 月 1 日	第 52 回制度設計専門会合

617

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び  
「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について

令和3年1月●●日  
公正取引委員会  
経済産業省

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、本年4月に予定されている需給調整市場の開設等に伴い、共同して本指針の改定案を作成するとともに、経済産業省において「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成いたしました。

つきましては、別紙「適正な電力取引についての指針」改定案（新旧対照表）及び「需給調整市場ガイドライン」制定案について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課

電話 03-3501-1585（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp>

## 2 意見提出方法

氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称〔担当者の氏名を含む。〕及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

（公正取引委員会事務総局経済取引局調整課又は経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課のいずれかに意見を提出していただければ、もう一方にも連絡いたします。）

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合＞

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

＜電子メールの場合＞

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：denryokugl-O-jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

又は

電子メールアドレス：tekitorigl.nw-O-meti.go.jp

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課

パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。

電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「適正な電力取引についての指針（改定案）

に対する意見」と明記してください。

＜FAXの場合＞

FAX番号：03-3581-1945

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

又は

FAX番号：03-3501-1848

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課

パブリックコメント担当 宛て

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

又は

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課

パブリックコメント担当 宛て

### 3 意見提出期限

令和3年2月●日（●）18:00必着

（郵送の場合は、同日必着）

### 4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）を除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 パブリックコメント担当 宛て  
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課 パブリックコメ  
ント担当 宛て  
(※いずれか一方の宛先に提出してください。)

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「需給調整市場ガイドライン  
(制定案)」に対する意見

[氏名]	
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見] ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)  ・意見内容  ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)</p>	